

令和6年度

# 宮城県交通安全実施計画

宮城県交通安全対策会議

## は じ め に

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定により策定した「第11次宮城県交通安全計画」（令和3年～令和7年）に基づき、令和6年度に宮城県及び国の地方行政機関等が宮城県域における陸上交通の安全等に関して推進すべき具体的施策をまとめたものです。

「第11次宮城県交通安全計画」では、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指すことを基本的考え方とし、令和7年までに、道路交通においては、交通事故の死者数を年間44人以下、重傷者数を年間510人以下、併せて死傷者数を年間5,300人以下にすることを目標に、また、鉄道交通においては、乗客の死者数ゼロ及び運転事故全体の死者数の減少、踏切事故件数ゼロを目標に掲げ、関係行政機関・団体が一体となり、県民の御理解と御協力をいただきながら、陸上交通の安全を確保するための諸施策を総合的に推進してきました。

関係行政機関・団体・県民の努力により、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、その一方、令和5年中の交通事故死者数は、令和元年以来、4年ぶりに増加に転じ、47人の尊い命が失われました。

県内ではいまだ毎日のように交通事故が発生し、高齢運転者による交通事故や、飲酒運転等の悪質・危険な運転による重大な交通事故も後を絶たないなど、依然として厳しい交通情勢にあります。

交通における安全確保のためには、運転者のみならず、歩行者や自転車・電動モビリティ（電動キックボード等）利用者等全ての道路利用者に対する交通安全対策のたゆまぬ努力と、更なる取組の充実が求められています。

また、県民に欠くことのできない交通手段である鉄道交通や踏切道についても、列車の衝突事故や脱線事故等が発生すれば多数の死傷者が生じるおそれがあることから、事故を防止する必要があります。

陸上交通において、安全の確保は何よりも優先されるべきものであり、交通事故のない安全な社会を実現するため、宮城県及び国の指定地方行政機関等の関係機関が緊密に連携し、この計画に基づく諸施策を効果的に推進します。

令和 6年 6月

宮城県交通安全対策会議

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 道路交通の安全に関する施策                               | 1  |
| 第1節 道路交通環境の整備                                   | 1  |
| 1 交通安全施設等の整備・充実                                 | 1  |
| (1) 令和6年度の交通安全施設等整備事業                           | 1  |
| (2) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実                 | 2  |
| (3) 信号機、道路標識及び道路標示の効果的な整備                       | 2  |
| (4) 計画的かつ効果的な交通安全施設等の整備                         | 3  |
| (5) 政策評価の実施                                     | 3  |
| (6) 道路管理者等と連携した対策の展開                            | 3  |
| 2 効果的な交通規制等の推進                                  | 4  |
| (1) 交通実態の変化等に即した交通規制の推進及び道路交通環境の更なる改善           | 4  |
| (2) 道路使用の適正化                                    | 4  |
| 3 歩行者・自転車利用者の安全の確保                              | 5  |
| (1) 生活道路等及び通学路における人優先の安全・安心な通行空間の整備             | 5  |
| (2) 無電柱化の推進                                     | 8  |
| (3) 自転車通行空間の整備                                  | 8  |
| (4) 自転車等の駐車対策                                   | 8  |
| 4 幹線道路における交通安全対策の推進                             | 9  |
| (1) マネジメントサイクルを適用した事故ゼロプラン（事故危険区間重点<br>解消作戦）の推進 | 9  |
| (2) 事故危険箇所対策の推進                                 | 9  |
| (3) 重大事故の再発防止                                   | 10 |
| (4) 適切に機能分担された道路網の整備                            | 10 |
| (5) 改築等による交通事故対策の推進                             | 10 |
| (6) 交通安全施設等の高度化                                 | 11 |
| 5 交通円滑化対策の推進                                    | 12 |
| (1) 幹線道路の円滑化対策の推進                               | 12 |
| (2) 公共交通機関の定時性・利便性の向上                           | 12 |
| (3) 交通の支障を解消するための対策の推進                          | 12 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (4) 大規模事業等への先行対策の推進             | 12 |
| 6 交通需要マネジメントの推進                 | 13 |
| (1) 交通需要軽減対策の推進                 | 13 |
| (2) 交通需要平準化対策の推進                | 13 |
| 7 総合的な駐車対策の推進                   | 13 |
| (1) 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用          | 13 |
| (2) 違法駐車対策の推進                   | 13 |
| (3) 関係機関等との連携の緊密化               | 14 |
| (4) 広報啓発活動の効果的展開                | 14 |
| (5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等  | 14 |
| 8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備            | 15 |
| (1) 道路の占用の適正化等                  | 15 |
| (2) 休憩施設等の整備の推進                 | 15 |
| (3) 子供の遊び場等の確保                  | 15 |
| (4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限            | 15 |
| (5) 地域に応じた安全の確保                 | 19 |
| 9 災害に備えた交通対策の推進                 | 19 |
| (1) 災害に強い交通安全施設等の整備             | 19 |
| (2) 災害発生時における交通規制               | 19 |
| (3) 交通規制計画等に基づく各種訓練の実施          | 19 |
| 10 交通管理による環境対策                  | 20 |
| (1) 交通管制技術の高度化                  | 20 |
| (2) 環境対策のための交通規制                | 20 |
| 11 踏切道における交通安全対策の推進             | 20 |
| 12 自動運転技術の進展を支援する取組の推進          | 20 |
| 第2節 交通安全思想の普及                   | 21 |
| 1 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進         | 21 |
| (1) 幼児、児童、中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進 | 21 |
| (2) 高齢者に対する交通安全教育の推進            | 22 |
| 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進             | 23 |

|      |  |    |
|------|--|----|
| (1)  | 交通安全運動の推進  | 23 |
| (2)  | 飲酒運転等を許さない社会環境づくり  | 26 |
| (3)  | 運転中の携帯電話等の不使用の徹底   | 28 |
| (4)  | 自転車利用者等に対するルールの周知と安全教育の推進                                | 28 |
| (5)  | 自動車乗車時、全ての座席におけるシートベルト着用の徹底                              | 33 |
| (6)  | チャイルドシートの正しい使用の徹底  | 33 |
| (7)  | 歩行者・自転車利用者に対する反射材用品等の普及促進                                | 34 |
| (8)  | 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上                                | 34 |
| (9)  | 子供・高齢者・障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の向上及び横断歩道におけるルール遵守と安全な交通行動の促進 | 35 |
| (10) | 緊急走行中の緊急自動車優先の周知   | 36 |
| 3    | 関係団体等に対する指導等   | 36 |
| (1)  | 交通安全活動推進センターに対する指導等                                      | 36 |
| (2)  | 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等に対する指導等                          | 36 |
| (3)  | 交通の安全に関する民間団体等との連携等                                      | 37 |
| (4)  | 住民の参加・協働の推進  | 38 |
| 第3節  | 安全運転の確保  | 38 |
| 1    | 運転者教育の充実   | 38 |
| (1)  | 運転者教育の効果的推進  | 38 |
| (2)  | 自動車教習所における教習の充実  | 38 |
| (3)  | 各種講習の充実  | 39 |
| (4)  | 高齢運転者の交通事故防止対策の推進  | 39 |
| (5)  | 運転免許を取得した者に対する再教育の推進                                     | 41 |
| (6)  | 二輪車運転者教育の推進  | 41 |
| (7)  | 自転車運転者等対策の推進   | 41 |
| 2    | 適正な運転免許行政の推進   | 41 |
| (1)  | 運転免許手続における簡素合理化の推進                                       | 41 |
| (2)  | 県民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進                                   | 41 |
| (3)  | 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等                        | 42 |

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| (4) | 危険な運転者の早期排除と改善等             | 42 |
| (5) | 国際化に対応した運転免許事務の推進           | 43 |
| (6) | 大規模災害に備えた対策の推進              | 43 |
| 3   | きめ細かな運転者施策の推進               | 43 |
| (1) | 運転適性相談の充実                   | 43 |
| (2) | 運転免許申請時・運転免許更新時における正しい申告の徹底 | 43 |
| (3) | 医師との連携                      | 44 |
| (4) | 障害者に対する配慮                   | 44 |
| 4   | 企業等における安全運転管理等の強化           | 44 |
| (1) | 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等        | 44 |
| (2) | 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施       | 45 |
| (3) | 使用者等への責任追及の徹底               | 45 |
| (4) | 安全運転確保に資する機器の普及             | 45 |
| 5   | 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実         | 46 |
| (1) | 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進    | 46 |
| (2) | バスの重大事故を踏まえた安全対策            | 48 |
| (3) | 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進         | 48 |
| (4) | 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進       | 48 |
| (5) | 荷主勧告制度の運用の充実                | 48 |
| (6) | 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策        | 49 |
| 6   | 交通労働災害の防止等                  | 49 |
| (1) | 交通労働災害の防止                   | 49 |
| (2) | 自動車運転者の労働条件の確保・改善対策の推進      | 49 |
| 7   | 道路交通に関する情報の充実               | 49 |
| (1) | 危険物輸送に関する情報提供の充実等           | 49 |
| (2) | 気象情報等の充実                    | 50 |
| (3) | 災害発生時における情報提供の充実            | 52 |
| 第4節 | 車両の安全性の確保                   | 52 |
| 1   | 自動車アセスメント情報の提供等             | 52 |
| 2   | 自動車の検査及び点検整備の充実             | 53 |

|   |    |
|---|----|
| (1) 自動車の検査の充実   | 53 |
| (2) 型式指定制度の充実   | 53 |
| (3) 自動車点検整備の充実  | 53 |
| 3 リコール制度の充実・強化  | 55 |
| 4 自転車の安全性の確保  | 55 |
| 第5節 道路交通秩序の維持   | 55 |
| 1 効果的な交通指導取締り活動の推進  | 55 |
| (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進                                | 55 |
| (2) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化                                     | 56 |
| (3) 無免許運転等の取締り強化  | 56 |
| (4) 自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化                                 | 56 |
| (5) 特定小型原動機付自転車等（電動キックボード等）を始めとする電動モビリティによる悪質・危険な運転に対する取締りの強化 | 57 |
| (6) 通学路における効果的な指導取締りの推進                                       | 57 |
| 2 悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化                                | 58 |
| (1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進  | 58 |
| (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化  | 58 |
| (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進  | 58 |
| 3 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會対策の推進                                      | 59 |
| (1) 取締り等の強化   | 59 |
| (2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底   | 59 |
| (3) 総合的施策の推進  | 59 |
| (4) 整備不良車及び不正改造車の指導・取締り                                       | 60 |
| 4 高速道路における諸対策の推進  | 60 |
| (1) 高速道路における交通の安全確保   | 60 |
| (2) 高速道路における交通円滑化対策の推進  | 63 |
| (3) 重大事案発生時における被害の被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進                      | 64 |
| 第6節 救急・救助活動の充実  | 64 |
| 1 救急・救助体制等の整備   | 64 |

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| (1) | 救助体制の整備・拡充                        | 64 |
| (2) | 集団災害発生時における救急・救助体制の充実             | 65 |
| (3) | 自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当普及啓発の推進  | 65 |
| (4) | 救急救命士の養成・配置等の促進                   | 65 |
| (5) | 救急・救助用資機材の整備の推進                   | 66 |
| (6) | 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進              | 66 |
| (7) | 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実                | 66 |
| (8) | 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備           | 66 |
| (9) | 現場急行支援システム等の整備                    | 66 |
| 2   | 救急医療体制の充実                         | 67 |
| (1) | 救急医療機関等の充実                        | 67 |
| (2) | 医師・看護師等の対応力の向上                    | 67 |
| (3) | ドクターヘリの運航                         | 67 |
| 3   | 救急関係機関の協力関係の確保                    | 67 |
| (1) | 救急医療の確保対策                         | 67 |
| (2) | 救急医療の普及啓発事業                       | 67 |
| 第7節 | 被害者支援の充実と推進                       | 68 |
| 1   | 自動車損害賠償保障制度の充実等                   | 68 |
| (1) | 自動車損害賠償責任保険（共済）の充実                | 68 |
| (2) | 無保険（無共済）車両対策の徹底                   | 68 |
| (3) | 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等               | 68 |
| 2   | 損害賠償の請求についての支援等                   | 69 |
| (1) | 交通事故相談活動の推進                       | 68 |
| (2) | 損害賠償請求の支援活動等の強化                   | 68 |
| 3   | 交通事故被害者支援の充実強化                    | 69 |
| (1) | 自動車事故被害者等に対する支援措置の充実              | 69 |
| (2) | 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進             | 69 |
| (3) | 公共交通事故被害者への支援                     | 70 |
| 第8節 | 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進 | 72 |
| 1   | 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用              | 72 |



|                   |                               |    |
|-------------------|-------------------------------|----|
| 2                 | 道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進          | 72 |
| (1)               | 高齢者等の交通事故防止に関する研究の推進          | 72 |
| (2)               | その他の研究の推進                     | 72 |
| 3                 | 交通事故防止対策について県民の理解を深めるための情報発信等 | 73 |
| (1)               | 交通事故防止対策について県民の理解を深めるための情報発信  | 73 |
| (2)               | 交通事故防止に資する業務の適切な評価の実施         | 73 |
| (3)               | 宮城県道路交通環境安全推進連絡会議の開催          | 73 |
| 第2章 鉄道交通の安全に関する施策 |                               | 74 |
| 第1節               | 鉄道交通環境の整備                     | 74 |
| 1                 | 鉄道施設等の安全性の向上                  | 74 |
| 2                 | 運転保安設備の整備                     | 74 |
| 第2節               | 鉄道交通の安全に関する知識の普及              | 75 |
| 第3節               | 鉄道の安全な運行の確保                   | 75 |
| 1                 | 保安監査等の実施                      | 75 |
| 2                 | 運転士の資質の保持                     | 75 |
| 3                 | 安全上のトラブル情報の共有・活用              | 76 |
| 4                 | 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応          | 76 |
| 5                 | 気象情報等の充実                      | 76 |
| 6                 | 運輸安全マネジメント評価の実施               | 77 |
| 7                 | 計画運休への取組                      | 77 |
| 第4節               | 鉄道車両の安全性の確保                   | 77 |
| 第5節               | 救急・救助活動の充実                    | 77 |
| 第6節               | 被害者支援の推進                      | 78 |
| 1                 | 支援体制の整備への取組                   | 78 |
| 2                 | 被害者支援の推進                      | 78 |
| (1)               | 平時における取組                      | 78 |
| (2)               | 事故発生時の取組                      | 78 |
| 第7節               | 鉄道事故等の原因究明と再発防止               | 79 |
| 第8節               | 研究開発及び調査研究の充実                 | 80 |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第3章 踏切道における交通の安全に関する施策                | 81 |
| 第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | 81 |
| 第2節 踏切保安設備の整備                         | 81 |
| 第3節 踏切道の統廃合の促進                        | 82 |
| 第4節 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置        | 82 |

## 第1章 道路交通の安全に関する施策

### 第1節 道路交通環境の整備

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

#### 1 交通安全施設等の整備・充実

##### (1) 令和6年度の交通安全施設等整備事業

令和6年度は、「第5次社会資本整備重点計画」（令和3年5月28日閣議決定）等に即し、

- 交通安全施設等の戦略的な維持管理・更新
- 通学路対策の推進
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策
- 「ゾーン30プラス」等の推進（生活道路対策）
- 自転車通行空間の整備
- 歩行空間のバリアフリー化
- より安全かつ円滑な信号制御方式等の導入
- 事故危険箇所対策
- 道路整備等、交通環境の変化に伴う交通安全施設等の整備
- 災害に備えた道路交通環境の整備
- 自動運転技術の実用化に資する高度道路交通システム（ITS<sup>\*1</sup>）の構築

の事業を重点的、効果的かつ効率的に実施する。

これらの実施に当たっては、施策効果を高めるため、交通事故、交通渋滞の発生状況等の分析、地域住民や道路利用者の意見の聴取、関係機関・団体等との連携及び調整、事後の効果測定等を的確に実施し、その結果を施策に反映させる。

\*1 Intelligent Transport Systemsの略。道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システム

## (2) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実

交通需要の増加等に伴い、交通事故が多発し、又は旅行速度が低下している都市部を中心に、交通管制センターの高度化、交通管制エリアの拡大を行うなど、交通管制システムを効果的に整備し、充実させる。

また、その際には、現場急行支援システム（FAST<sup>\*2</sup>）、公共車両優先システム（PTPS<sup>\*3</sup>）等の新交通管理システム（UTMS<sup>\*4</sup>）の基幹となる光ビーコン<sup>\*5</sup>を計画的に更新・整備する。

さらに、過密化・混合化<sup>\*6</sup>の進む道路交通に対応して、交通の円滑化、環境の保全等を図るため、適正な交通流・交通量の誘導及び分散を行うほか、渋滞情報、旅行時間情報その他の交通情報を収集・提供するためのシステム、ネットワーク等を積極的に整備する。

## (3) 信号機、道路標識及び道路標示の効果的な整備

信号機について、交通状況が悪化している区間・地点を重点に、集中制御化、系統化、感応化等信号制御機能の向上を推進する。

また、地域住民の設置要望等を勘案の上、必要性・緊急性の高い地点を選定し、重点的・計画的な整備を推進するとともに、交通環境の変化により必要性が低下した信号機の撤去、移設についても併せて推進する。

さらに、道路標識については、事故危険箇所等必要性が認められる箇所における標示板の大型化・高輝度化又は自発光式標識の導入を推進するとともに、可変標識の効果的活用を図り、道路標示については、高輝度化等を積極的に推進する。

|                   |
|-------------------|
| 【主な整備計画】 交通信号機 7基 |
|-------------------|

\*2 FAST Emergency Vehicle Preemption Systemsの略。人命救助その他の緊急業務に用いられる車両を優先的に走行させる信号制御等を行い、現場到着時間の短縮及び緊急走行に伴う交通事故防止を図るシステム

\*3 Public Transportation Priority Systemsの略。バス等の大量公共輸送機関を優先的に走行させる信号制御等を行い、定時運行と利便性の向上を図るシステム

\*4 Universal Traffic Management Systemsの略。光ビーコンを通じて個々の車両との双方向通信により、ドライバーに対してリアルタイムの交通情報を提供するとともに、旅客移動や物流の効率化を含めた交通の流れを積極的に管理することにより、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム

\*5 通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載装置と交通管制センターの間のやり取りを媒介する路上設置型の赤外線通信装置

\*6 普通乗用車、大型車、二輪車、歩行者等が同一路面（車線）上を同時に通行する状態

#### **(4) 計画的かつ効果的な交通安全施設等の整備**

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき策定した「警察庁インフラ長寿命化計画」及び「宮城県公共施設等総合管理方針」に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減、更新対象ストックの削減等に努める。

特に、横断歩行者優先のルールを徹底するため、横断歩道の道路標識及び道路標示の破損、滅失、褪色、摩耗等によりその効果が損なわれることのないよう、効果的かつ適切な管理を行う。

#### **(5) 政策評価の実施**

事業実施前後の交通事故の発生状況、交通量の変化など、道路交通環境の変化を比較するなどして、交通安全施設等の整備効果を定量的に測定するとともに、その結果を分析し、施策に反映させる。

#### **(6) 道路管理者等と連携した対策の展開**

交通安全対策への参加意識を高め、誰もが安心して利用できる道路交通環境を創造するための実践活動として、県警察と道路管理者等が連携して、地域住民の参加による交通安全総点検を推進する。

また、交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、同一場所における交通事故の再発防止対策を講ずるため実施している現場点検、現地検討会等（一次点検）に加えて、一次点検の結果を警察本部及び警察署等で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の発生を防止するために必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセスの実施を推進する。

この推進に当たっては、同一類型危険箇所を、道路管理者において進める「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」の事故危険区間リストに盛り込む。

さらに、「ゾーン30プラス」の整備等の生活道路における歩行者等の安全通行の確保に向けた対策及び幹線道路における交通事故・渋滞対策を、県警察と道路管理者等との連携の下、積極的に推進する。

## 2 効果的な交通規制等の推進

【県警察】

### (1) 交通実態の変化等に即した交通規制の推進及び道路交通環境の更なる改善

道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の地域の交通実態、地域住民、道路利用者等の意見及び「標識BOX」、「信号機BOX」等を通じて把握された県民の意見を踏まえ、計画的に点検及び不断の見直しを推進する。

特に、最高速度規制の在り方については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」(平成25年12月26日交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会)を踏まえ、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知等の措置を計画的に推進し、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

また、訪日及び在留外国人が増加を続けていることを踏まえ、規制標識「一時停止」等の新設又は更新に際しては、英字を併記した標識での整備を着実に推進する。

さらに、環状交差点における右回り通行の交通規制については、交通事故防止、被害軽減等の効果が見込まれることから、ピーク時間帯における交通量等の交通状況に鑑みて交通の安全と円滑が確保できると考えられる場合には、道路管理者等との連携により、適切な箇所への導入を推進する。

このほか、交通事故発生状況及び交通指導取締り状況の複合的な分析結果も活用しつつ、道路管理者等と連携した効果的・効率的な道路交通環境の改善を推進し、交通違反の発生を防止するとともに、交通事故の総量を抑制する。

### (2) 道路使用の適正化

道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に加え、許可申請に係る行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。

特に、オープンカフェの設置、地域活性化等を目的とする行事、映画ロケー

ション等に係る道路使用の許可に当たっては、適切な助言、情報提供を行うほか、地域住民等の要望を勘案しつつ、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を行う。

### 3 歩行者・自転車利用者の安全の確保

#### (1) 生活道路等及び通学路における人優先の安全・安心な通行空間の整備

【東北地方整備局、県土木部、県警察、県教育庁、県保健福祉部】

- 市街地等における生活道路の交通安全対策として、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイス等との適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を図るとともに、その整備箇所や効果等について周知する。
- その他の生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路において、一時停止等の交通規制、信号機の改良、バリアフリー対応型信号機の整備、信号交差点の歩車分離化、信号灯器のLED化、道路標識の大型化・高輝度化・自発光化、道路標示の高輝度化等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する生活関連経路を構成する道路を中心として、音響信号機（高度化PICSを含む。）、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号等の整備を推進する。施策の推進に当たっては、道路改良等を実施する県警察と道路管理者が連携を密にするとともに、地域住民、道路利用者等の意見を反映させる。

さらに、通学路における安全を確保するため、県警察、教育委員会、学校、PTA、道路管理者等の関係機関と連携の上、道路交通実態に応じ、これらの施策を有効に組み合わせた対策を推進するとともに、特に、道路交通環境の変化、通学路の変更、交通事故の発生状況等を踏まえ、地域ごとに策定される基本的方針に基づく定期的な合同点検を実施し、課題を抽出した上で、ソフト・ハード両面から必要な対策を推進する。

- 令和元年6月に関係閣僚会議で決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を受け、子供を交通事故の被害から守るため、幼稚園、保育所等のほか、その所管機関や道路管理者等と連携・協力して実施した、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえ、「ゾーン30プラス」の整備等の面的な対策を含めた必要な交通安全施設等の整備等を推進する。

加えて、可搬式速度違反自動取締装置等の運用に努めるとともに、これを活用した取締りや「ゾーン30」入口での交通安全指導等、子供の通行が多い生活道路等における交通指導取締りを推進する。

また、緊急対策で創設を検討することとされたキッズゾーンについては、市町村保育担当部局等において設定されることから、その設定に協力するとともに、キッズゾーン内における必要な交通規制、適切な交通指導取締り、交通安全教育等を実施する。

さらに、原動機を用いる小児用の車の警察署長による確認制度を適切に運用する。

- 外周幹線道路の通行を円滑化し、エリア内への通過車両を抑制するため、交差点の改良等の外周道路対策を進めるほか、ハンプ・クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策を始め、歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化などにより、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策を積極的に推進する。

- 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び児童館等に通う小学生や幼児の通行の安全を確保するため、スクールゾーンやキッズゾーンなど通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。

この際、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めて、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。

- 安全・安心な歩行空間の創出や歩行者等の安全確保と生活環境の改善の推進に当たっては、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を参考とした対策を進める。



- 通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、コミュニティ道路・歩車共存道路等の整備を推進する。
- 日常生活と安全な社会生活確保のため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅・公共施設・福祉施設・病院等の周辺を中心として、平坦性が確保された幅広歩道や昇降装置の付いた立体横断施設・歩行者用休憩施設・自転車駐車を整備するとともに、改築事業等と併せた無電柱化を推進する。
- 駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置・スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設・交通広場等の整備を推進し、歩きやすくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。

特に、バリアフリー法に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携し、高齢者や障害者等、誰もが歩きやすい幅広歩道の設置を始め、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備などが行われるよう配慮する。

さらに、バリアフリー歩行空間が有効に利用されるよう、高齢者を始めとする歩行者等に対して、視覚障害者誘導用ブロック・歩行者用の案内標識・バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に誘導する。

**【主な整備計画】**

① 道路管理者所管事業

| 事業種別             |        | 事業量       |        |
|------------------|--------|-----------|--------|
|                  |        | 東北地方整備局事業 | 県土木部事業 |
| 一<br>種<br>事<br>業 | 歩道     | 3,100m    | 4,160m |
|                  | 交差点改良  | 5か所       | 1か所    |
|                  | 地下横断歩道 | 1か所       | -      |
|                  | その他    | 1式        | -      |
| 二<br>種<br>事<br>業 | 区画線    | 238.6km   | 234km  |
|                  | 道路照明   | -         | -      |
|                  | 道路情報板  | -         | -      |
|                  | その他    | 1式        | -      |

② 県公安委員会所管事業

- ・ゾーン30 2か所（令和5年度末現在91か所整備済み）
- ・歩車分離式信号機への改良 3交差点
- ・視覚障害者用付加機能付信号機への改良 11交差点

## (2) 無電柱化の推進

【東北地方整備局、県土木部】

歩道の幅員の確保等により歩行者の安全を図るため、「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の振興、地域活性化等に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

特に、高齢者や障害者等の利用の多い道路では、改築事業と併せた無電柱化を積極的に推進する。

## (3) 自転車通行空間の整備

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることから、自転車の活用を推進するためには、車道部分における自転車専用の通行空間を整備することが必要である。また、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に係る交通ルール等が施行され、自転車と通行空間を共有する特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を始めとする新たな電動モビリティの交通の安全を確保する上でも、自転車の交通秩序を整序化する必要がある。

良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するため、周囲の道路交通環境を勘案した上で、自転車道や普通自転車専用通行帯等を整備するなど、自転車専用の通行空間の整備を推進する。

## (4) 自転車等の駐車対策

【東北地方整備局、県土木部、県警察、その他関係機関・団体】

自転車等の駐車対策については、自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に、利用状況に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。

また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について整備を促進するとともに、自転車駐車場等を整備する民間事業者を支援することで、更なる自転車等の駐車対策を図る。

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、県・市町村、道路管理者、県警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に

応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の促進を図る。

特に、バリアフリー法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、自転車等の違法駐車に対する指導取締りの強化、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

#### 4 幹線道路における交通安全対策の推進

##### (1) マネジメントサイクルを適用した事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、次の手順を踏まえた「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

- 国道・県道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。
- 事故データにより、事故類型や事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。
- 対策実施後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

##### (2) 事故危険箇所対策の推進

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

事故率が高い箇所や地域の課題や特徴を踏まえ、特に緊急的・集中的な対策が必要な箇所を指定した「事故危険箇所」について、県警察及び道路管理者が連携して緊急的・集中的な事故抑止対策を推進する。

事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置、防護柵・区画線等の整備及び道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

### (3) 重大事故の再発防止

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

社会的に大きな影響を与える重大事故発生時は、速やかに当該事故発生箇所の道路交通環境等、事故発生の要因について調査分析を実施し、発生要因に即した所要の対策を早急に講じ、当該事故と同様な交通事故の再発防止の徹底を図る。

### (4) 適切に機能分担された道路網の整備

【東北地方整備局、県土木部】

- 自動車、自転車、歩行者等の異種交通を分離し、交通流の純化を促進するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、自転車・歩行者専用道路等の整備を積極的に推進する。
- 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
- 通過交通の効果的な分散により、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。
- 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路・区画道路・歩行者専用道路等の系統的な整備、区画道路におけるコミュニティ道路（歩車分離を図るとともに、車道をジグザグにするクランクや車道の一部を盛り上げるハンプ等の自動車の走行速度を低減させる道路構造を採用することで、安全で快適な歩行空間の形成を図った道路）や歩車共存道路（歩道等の設置が困難な場合において、ハンプや狭柵等を組み合わせることにより車の速度を抑制し、歩行者等の安全な通行を確保する道路）等の交通安全施設の整備等を総合的に実施する。
- 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、鉄道駅等の交通結節点、空港・港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

### (5) 改築等による交通事故対策の推進

【東北地方整備局、県土木部】

交通事故を防止し、安全かつ円滑、快適な交通を確保するため、次の方針に

より道路の改築事業を強力に推進する。

- 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、小規模バイパスの建設と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置などの道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。
- 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。
- 一般道路の新設・改修に当たっては、交通安全施設についても併せて整備することとし、道路標識、中央帯、車両停止帯、道路照明、防護柵等の整備を図る。

また、歩行者の安全を確保するため必要がある場合には、スロープや昇降装置の付いた立体横断施設の整備を図る。

- 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
- 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、コミュニティ道路、歩車共存道路、車両の通行を禁止又は制限したショッピングモール周辺道路等の整備を推進する。
- 交通混雑が著しい都心地区、鉄道駅周辺地区等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を推進する。
- 歴史的町並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、地区内への誘導路、地区内の生活道路、歴史のみちすじ等の整備を体系的に推進する。

## (6) 交通安全施設等の高度化

【東北地方整備局、県土木部】

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するため、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の

位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

また、見通しの悪いカーブで、対向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進する。

## 5 交通円滑化対策の推進

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

### (1) 幹線道路の円滑化対策の推進

幹線道路の機能の維持向上のため、信号機のサイクル<sup>\*7</sup>、スプリット<sup>\*8</sup>、オフセット<sup>\*9</sup>等の設定の計画的な見直し等を推進するとともに、信号機の集中制御化、系統化、感応化等の改良を行う。

### (2) 公共交通機関の定時性・利便性の向上

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の趣旨を踏まえ、個別の交通実態等を勘案しつつ、バスの定時運行を確保するための交通規制の見直しや公共車両優先システムの運用など、関係機関・団体等と連携して、公共交通機関の定時性・利便性の向上に資する取組を推進する。

### (3) 交通の支障を解消するための対策の推進

交通の支障が生じている交差点については、信号現示の運用の改善、交通規制の見直し等を集中的に推進するとともに、交差点の形状やトンネル、橋梁等の道路構造が交通の支障の原因となっている可能性がある場合には、バイパスの整備、道路の拡幅改良等を行い、交通容量の増大や交通の分散を図る。

### (4) 大規模事業等への先行対策の推進

都市計画、開発事業、大規模施設の建設、大規模行事の開催等の際し、地域全体の交通情勢を勘案の上、計画の段階から、駐車場の確保、周辺交通へ与える影響の軽減等について交通管理上必要な指導・提言を積極的に行う。

---

\*7 信号機の灯火が青色、黄色、赤色と一巡する時間

\*8 1サイクル時間のうち、各現示（信号機が設置された交差点を通過する交通流のうち、同時に通行権を与えられている交通流の一群）に割り当てられる時間の割合

\*9 幹線道路を走行する車両が、信号により停止することなく、各交差点をスムーズに通過できるよう、隣接する交差点に設けられた青信号開始時間の差

## 6 交通需要マネジメントの推進

【東北地方整備局、県土木部、県企画部、県警察】

### (1) 交通需要軽減対策の推進

バス事業者、鉄道事業者等に対して、パーク・アンド・ライドの導入等について働き掛け、マイカーから路線バス等大量公共輸送機関への交通手段の転換を図るほか、バス事業者等による車両運行管理システムの導入、運送事業者による共同集配システムの構築等について働き掛け、物流その他の自動車利用の効率化を図るなどして、道路交通の需要軽減に向けた施策を推進する。

### (2) 交通需要平準化対策の推進

交通渋滞情報、旅行時間情報等の交通情報を迅速かつ的確に提供することにより、交通流を誘導し、交通量の分散を促すなどして、道路交通の需要平準化に向けた施策を推進する。

また、都市圏における交通渋滞の緩和等のため、これら交通需要マネジメント施策のほか、バイパス・環状道路の整備や信号制御の高度化等の交通容量拡大対策、交通結節点の整備等の複数交通機関の連携施策等を組み合わせた都市部交通円滑化総合対策を関係機関とともに目指す。

## 7 総合的な駐車対策の推進

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

### (1) 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用

駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を引き続き推進するとともに、道路利用者や関係事業者等の自主的な取組の促進及び道路管理者等に対する路外駐車場や路上荷さばきスペース整備についての働き掛けを行う。

また、駐車許可については、駐車許可申請に係る用務の内容等を踏まえ、申請者の負担軽減の観点から、申請手続きの簡素合理化、審査の迅速化など、適切な対応に努める。

### (2) 違法駐車対策の推進

悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置き、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した取締り活動ガイドラインを警察署ごとに策定・

公表し、当該ガイドラインに基づくメリハリを付けた取締りを推進する。

また、取締り活動ガイドラインについては、定期的な見直しを行い、常に警察署管内における違法駐車の実態を反映したものになるように努める。このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及等に努めることにより、地域の駐車秩序の確立を図る。



【交通の円滑化に欠かせない駐車監視員】

### (3) 関係機関等との連携の緊密化

市町村等と地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進するほか、市町村に対する公共駐車場の整備等についての働き掛けを強化する。

### (4) 広報啓発活動の効果的展開

報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の実態・危険性・迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除する気運の醸成を図る。

### (5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等

保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、路上放置を防止するとともに、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし<sup>\*10</sup>事件等、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

また、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（保管場所証明、登録・検査、各種租税の納付等）について、県民の負担軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービス・システム（1回の申請で手続きを完了することのできるシステム（OSS））の利用率の向上に向けた取組を関係機関とともに推進する。

---

\*10 自動車の使用の本拠の位置や保管場所の位置を偽って保管場所証明を受ける行為



## 8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

【東北地方整備局、県土木部】

### (1) 道路の占用の適正化等

#### ア 道路の占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

#### イ 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地において重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

#### ウ 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

### (2) 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

### (3) 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場等の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくりを図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。

### (4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に

基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【一般国道等における通行規制区間】

| 路線名  | 担当事務所         | 通行規制区間                        | 延長km | 危険内容          |
|------|---------------|-------------------------------|------|---------------|
| 48号  | 仙台河川<br>国道事務所 | 仙台市青葉区作並<br>" (山形県境)          | 5.8  | 落石等           |
| 113号 | 大河原           | 白石市不澄ヶ池<br>白石市大畑一番            | 0.3  | 冠水            |
| 286号 | 大河原           | 柴田郡川崎町字今宿笹谷<br>" (山形県境)       | 6.8  | 落石・雪崩<br>土砂崩壊 |
| 347号 | 北部            | 加美郡加美町筒砂子<br>加美郡加美町外川 (山形県境)  | 11.3 | 落石・雪崩<br>土砂崩壊 |
| 349号 | 大河原           | 伊具郡丸森町川前<br>伊具郡丸森町大張川張        | 5.3  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 398号 | 栗原            | 栗原市花山字本沢温湯<br>栗原市花山字湯浜 (秋田県境) | 14.4 | 落石・雪崩<br>土砂崩壊 |
| 108号 | 北部            | 大崎市鳴子温泉岩渕<br>大崎市鳴子温泉見手の原      | 2.9  | 地すべり          |
| 342号 | 登米            | 登米市中田町浅水字玉山<br>登米市登米町日野渡銅谷    | 2.6  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 398号 | 栗原            | 栗原市花山字本沢合道<br>栗原市花山字本沢鯨森      | 2.2  | 地すべり          |
| 398号 | 東部            | 石巻市北上町大指<br>石巻市北上町白浜          | 5.0  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 398号 | 東部            | 石巻市沢田字沢田<br>牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿      | 4.0  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 398号 | 東部            | 牡鹿郡女川町石浜字崎山<br>石巻市雄勝町船戸       | 19.1 | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 399号 | 大河原           | 刈田郡七ヶ宿町字稲子<br>刈田郡七ヶ宿町 (福島県境)  | 5.4  | 落石・土砂<br>崩壊   |

|             |           |                                    |      |               |
|-------------|-----------|------------------------------------|------|---------------|
| 白石<br>上山線   | 大河原       | 刈田郡蔵王町エコーライン分岐<br>刈田郡七ヶ宿町(山形県境)    | 12.2 | 落石<br>雪崩      |
| 築館栗駒<br>公園線 | 栗原        | 栗原市栗駒沼倉耕英(行者滝)<br>栗原市栗駒沼倉岩鏡平       | 10.9 | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 北上<br>津山線   | 東部<br>登米  | 石巻市北上町女川字鼻丸山<br>登米市津山町横山字野尻        | 4.7  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 最上<br>鬼首線   | 北部        | 大崎市鳴子温泉鬼首小向原<br>大崎市鳴子温泉鬼首花立峠(山形県境) | 4.4  | 落石・雪崩<br>土砂崩壊 |
| 名取<br>村田線   | 大河原<br>仙台 | 柴田郡村田町菅生字内田 61-3<br>名取市高館川上字五性寺    | 7.2  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 柘沢<br>吉岡線   | 仙台        | 黒川郡大和町柘沢<br>黒川郡大和町欠入西              | 3.7  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 岩入<br>一迫線   | 北部<br>栗原  | 大崎市鳴子温泉鬼首字岩入<br>栗原市花山字草木沢角間        | 13.1 | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 河南<br>登米線   | 登米        | 登米市豊里町鴫波舟場<br>登米市登米町下り松            | 3.6  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 東和<br>薄衣線   | 登米        | 登米市東和町錦織字蛙石<br>登米市東和町二良根           | 5.0  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 馬籠志<br>津川線  | 気仙沼       | 気仙沼市本吉町午王野沢<br>本吉郡南三陸町字磯の沢         | 7.0  | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 牡鹿半島<br>公園線 | 東部        | 牡鹿郡女川町浦宿浜字門前<br>石巻市鮎川浜字駒ヶ峯         | 29.4 | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 石巻<br>女川線   | 東部        | 石巻市雲雀野町一丁目<br>(日和大橋)               | 1.1  | 強風            |
| 志津川<br>登米線  | 気仙沼<br>登米 | 本吉郡南三陸町入谷字大船沢<br>登米市登米町下羽沢         | 12.0 | 落石・土砂<br>崩壊   |
| 青根<br>蔵王線   | 大河原       | 柴田郡川崎町前川<br>刈田郡蔵王町倉石(エコーライン分岐)     | 8.4  | 落石・雪崩         |

|                    |       |                           |      |              |
|--------------------|-------|---------------------------|------|--------------|
| 石 卷<br>雄勝線         | 東 部   | 石巻市真野内原<br>石巻市雄勝町雄勝原      | 10.7 | 落石・土砂<br>崩壊  |
| 大島浪板線<br>(気仙沼大島大橋) | 気仙沼   | 気仙沼市磯草<br>気仙沼市三ノ浜         | 0.4  | 強風           |
| 丸 森<br>霊山線         | 大 河 原 | 伊具郡丸森町清滝<br>伊具郡丸森町離森      | 4.1  | 落石・土砂<br>崩壊  |
| 石 巻<br>鮎川線         | 東 部   | 石巻市渡波字祝田<br>石巻市大原浜        | 15.6 | 落石・土砂<br>崩壊  |
| 女 川<br>牡鹿線         | 東 部   | 牡鹿郡女川町小乗浜<br>牡鹿郡女川町塚浜     | 14.0 | 落石・土砂<br>崩壊  |
| 気仙沼<br>唐桑線         | 気仙沼   | 気仙沼市東八幡前<br>気仙沼市唐桑町町浦     | 5.5  | 落石・土砂<br>崩壊  |
| 河 南<br>米山線         | 登 米   | 登米市豊里町新田横町                | 0.1  | 冠水           |
| 丸 森<br>梁川線         | 大 河 原 | 伊具郡丸森町土ヶ森<br>伊具郡丸森町大畑     | 1.5  | 落石・土砂<br>崩壊  |
| 金山新地<br>停車場線       | 大 河 原 | 伊具郡丸森町南伊手<br>伊具郡丸森町（福島県境） | 0.1  | 土砂<br>崩壊     |
| 相 馬<br>大内線         | 大 河 原 | 伊具郡丸森町佐野<br>伊具郡丸森町旗巻峠     | 3.3  | 土砂崩壊<br>地すべり |
| 東 和<br>登米線         | 登 米   | 登米市東和町楼台<br>登米市東和町日根牛山田   | 1.8  | 冠水・土砂<br>崩壊  |
| 釜谷大須<br>雄勝線        | 東 部   | 石巻市雄勝町名振<br>石巻市雄勝町大浜      | 16.4 | 落石・土砂<br>崩壊  |

## (5) 地域に応じた安全の確保

積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

## 9 災害に備えた交通対策の推進

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

### (1) 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合において、住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、道路交通情報の収集・提供を行う交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設等の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進する。

また、災害発生時における道路交通の混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進するとともに、信号機の設置を要しない環状交差点の適切な箇所への導入を推進する。

【主な整備計画】電源付加装置付き信号機への改良 26交差点

### (2) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確かつ円滑なものとするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等に基づき、(1)に掲げる施設等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するとともに、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

### (3) 交通規制計画等に基づく各種訓練の実施

関係機関と緊密に連携し、緊急通行車両確認標章の交付、交通検問所の設置、信号機の滅灯対策、広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等について、交通規制計画等に基づき、実践的な訓練を実施する。

## 10 交通管理による環境対策

【東北地方整備局、県土木部、県警察】

### (1) 交通管制技術の高度化

交通公害の低減及び地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減を図るため、交通管制技術の高度化を推進し、交通状況に応じた信号制御の導入による交通の円滑化、きめ細かな交通情報の提供による交通流・交通量の誘導及び分散、公共車両優先システム（PTPS）の導入によるマイカー需要の低減と交通総量の抑制等の諸対策を推進する。

### (2) 環境対策のための交通規制

道路交通騒音対策、振動対策等の観点から、沿道地域の交通公害の状況や道路交通の実態に応じて、通過車両の走行速度を低下させ、エンジン音等を低く抑えるための対策の実施に努める。

## 11 踏切道における交通安全対策の推進

【県警察】

踏切道における交通の安全及び円滑の確保を図るため、踏切道の幅員、道路の交通量、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を踏まえ、踏切道及び踏切道に近接する道路において、車両通行止め、一方通行等必要な交通規制の実施や見やすい道路標識及び道路標示の設置を図るとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

## 12 自動運転技術の進展を支援する取組の推進

【東北地方整備局、県警察】

自動運転技術は、将来における交通事故の削減や渋滞の緩和等を図る上で不可欠な技術になると考えられることを踏まえ、令和5年4月1日から施行された特定自動運行の許可制度の適正かつ円滑な運用を図るとともに、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」に沿った実証実験を行おうとする実施主体に対する有用な情報の提供、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験」に係る道路使用許可の申請に対する対応等、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。

## 第2節 交通安全思想の普及

### 1 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進

【県復興・危機管理部、県企画部、県保健福祉部、県警察、県教育庁 1(1)~(2)共通】

長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

そのため、警察の交通安全教育指導者の能力の向上を図るとともに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、自治体の交通指導員等交通安全教育に携わる者についても、主体的に教育を実施できる指導者としての育成を図るなど、地域実態に即した効果的な交通安全教育を計画的かつ強力に推進する。

#### (1) 幼児、児童、中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進

幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等、道路の安全な通行に必要な基本的な技能及び知識の習得を目的に、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して、紙芝居や視聴覚教材等を活用した交通安全教室等の実施に努める。



【幼児に対する交通安全教育】

児童に対しては、安全な歩行の仕方及び自転車利用者として必要な技能と知識の習得を目指すとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、学校、家庭及び関係機関・団体等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げ、関心を持たせる工夫をするなど、効果的な交通安全教育の実施に努める。特に、歩行中の児童の死傷者数は、小学校低学年が小学校高学年の約2.1倍であること等を踏まえ、こうした実態について、その保護者等に理解が浸透するよう周知等に留意する。

中学生に対しては、安全な歩行の仕方及び自転車利用者として必要な技能と知識の習得を目指すとともに、自転車事故における加害者の責任等、自己の安全だけでなく他の人々の安全にも配慮できるようにするため、学校、家庭及び関係機関・団体等と連携した交通安全教育の実施に努める。

高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任をもった行動ができるよう、また、加害者となった場合の損害賠償という概念と損害賠償責任保険の必要性等を理解させるため、学校、関係機関・団体等と連携した自転車教室や二輪車の運転免許取得者を対象とした実技講習会等を含む交通安全教育の実施に努める。

特に、自転車乗用中の死傷者数は、学職別では高校生が最も多く、また、高校生の時間帯別自転車関連死傷事故件数は、午前7時から午前9時までの間に突出して多くなっていること等を踏まえ、こうした実態について乗車用ヘルメット着用の重要性を含め、高校生や保護者等に理解が浸透するよう周知等に留意する。

## (2) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対しては、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴って生じる身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響や走行車両の直前直後横断等、高齢歩行者側にも原因がある死亡事故が多いことを理解してもらうよう努める。



【歩行環境シミュレーターの活用】

特に、運転免許を保有していないなど、交通安全教育を受ける機会が少なく、交通ルール等に関する理解が十分

でない高齢者に対しては、歩行者及び自転車利用者の心得や、運転者側から見た歩行者の危険行動等について理解を促す。

また、高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努めるほか、安全運転サポート車<sup>\*11</sup>の普及に向けた広報啓発等を推進する。

さらに、電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカーで組織される団体等と連携し、購入時等における安全利用に向けた指導・助

\*11 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進技術が搭載された自動車



言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。

高齢者に対する交通安全教育の実施に当たっては、普段から高齢者と接する機会が多い民生委員や社会福祉士等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者宅の訪問指導等により日常的に必要な知識の習得が行われるよう地域が一体となって支援体制を構築する。

また、高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚を図るため、高齢者自身による交通安全に係るボランティア活動を促進するほか、高齢者クラブ、老人ホーム等に対して交通安全部会や交通指導員を設けるよう働き掛けるとともに、その活性化に努める。

## 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

【県企画部、県警察、県教育庁、その他関係機関・団体、交通安全対策協議会 (1)~(9)共通】

### (1) 交通安全運動の推進

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、宮城県交通安全対策協議会等の構成機関・団体が連携して、次の運動を強力に推進する。

運動の推進に当たっては、SNS等の各種媒体の活用など、時代に即した効果的な取組を進めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識付ける交通安全活動を促進する。

さらに、地域住民一人一人が交通安全を自らの問題と捉えて積極的に各種活動や取組に参加する機運を醸成するため、関係機関・団体、交通ボランティア等との連携を強化し、市町村の主体的な交通安全活動の促進を図る。

また、若い世代の交通安全意識の向上を図るため、関係機関や民間企業・団体等との連携を強化し、職域等における交通安全運動の活性化を図るとともに、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進する。

| 運動種別            | 実施期間               | 主な実施事項   |
|-----------------|--------------------|--|
| ルール遵守・マナーアップ強化日 | 毎月<br>1・15日        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する。</li> <li>○ 家族みんなで交通安全について話し合う。</li> </ul>   |
| 自転車交通安全の日       | 毎月15日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。</li> <li>○ 自転車利用マナーアップモデル校及び重点路線の一斉街頭指導強化日</li> </ul>   |
| 飲酒運転根絶の日        | 5月22日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 悲惨な飲酒運転による死亡事故を風化させないため、県を始め、各市町村、県民が一体となり、飲酒運転の根絶についての関心と理解を深める取組を行う。</li> </ul>   |
| 飲酒運転根絶運動の日      | 毎月22日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県を始め、各市町村、県民が一体となり、飲酒運転根絶に向けた積極的な広報啓発活動等の取組を行う。</li> </ul>  |
| 交通事故死ゼロを目指す日    | 4月10日<br>9月30日     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要交差点等において、街頭指導活動を積極的に行う。</li> <li>○ 歩行者を始め、地域住民の隅々まで浸透する草の根広報を推進する。</li> <li>○ 「交通事故死ゼロを目指す日」を周知する。</li> </ul>   |
| 春の交通安全県民総ぐるみ運動  | 4月6日<br>～<br>4月15日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践</li> <li>○ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行</li> <li>○ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</li> </ul>                              |
| 自転車安全利用推進運動     | 5月1日<br>～<br>5月31日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「自転車安全利用条例」等の交通ルールの遵守と交通マナーの向上</li> <li>○ 歩行者保護と優先意識の醸成</li> <li>○ 自転車の点検・整備等の励行とTSマーク制度の普及啓発</li> <li>○ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進</li> <li>○ 乗車用ヘルメットの着用促進</li> </ul> |

|                  |                      |  |
|------------------|----------------------|--|
| 夏の交通事故防止運動       | 7月21日<br>～<br>8月20日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適度な緊張感を保持したゆとりのある運転の徹底</li> <li>○ こどもと高齢者の交通事故防止</li> <li>○ 全ての座席のシートベルト等の正しい着用の徹底</li> </ul>   |
| 秋の交通安全県民総ぐるみ運動   | 9月21日<br>～<br>9月30日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保</li> <li>○ 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶</li> <li>○ 自転車の交通ルール遵守の徹底</li> </ul>  |
| 夕暮れ時の交通事故防止運動    | 10月1日<br>～<br>1月31日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早めのライト点灯の推進</li> <li>○ ライトはハイビームが基本の周知徹底</li> <li>○ 反射材・LEDライトの活用促進</li> <li>○ 高齢者の交通事故防止</li> </ul>  |
| 冬道の安全運転1・2・3運動   | 12月1日<br>～<br>2月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬道の安全運転1・2・3運動の周知徹底</li> <li>○ 滑走事故防止3原則（急ブレーキ、急ハンドル、急加速の禁止）の周知徹底</li> </ul>  |
| 年末の交通事故防止運動      | 12月1日<br>～<br>12月31日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心に余裕と適度な緊張感を持った交通行動の実践</li> <li>○ ラ・ラ・ラ運動の周知徹底</li> <li>○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」の周知徹底</li> <li>○ 飲酒運転の根絶</li> </ul>   |
| こどもと高齢者の交通事故防止運動 | 通 年                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者に対する交通安全意識の醸成（特に横断歩行者の保護と優先意識の醸成）</li> <li>○ 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践</li> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</li> <li>○ 反射材・LEDライト等の活用促進</li> </ul>                    |
| 自転車の安全利用推進運動     | 通 年                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車安全利用条例等の交通ルールの遵守と交通マナーの向上</li> <li>○ 歩行者の保護と優先意識の醸成</li> <li>○ 自転車の点検・整備の励行とTSマーク制度の普及啓発</li> <li>○ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進</li> <li>○ 乗車用ヘルメットの着用促進</li> </ul> |

|               |    |  |
|---------------|----|--|
| 全席シートベルト等着用運動 | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底</li> <li>○ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性和効果の周知徹底</li> </ul>   |
| 暴走族根絶運動       | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴走族の根絶</li> <li>○ 暴走族への加入阻止</li> </ul>  |
| 違法駐車追放運動      | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違法駐車追放気運の醸成</li> <li>○ 駐車環境の整備の推進</li> </ul>  |
| 飲酒運転根絶運動      | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転根絶の広報啓発</li> <li>○ 酒飲み運転追放3ない運動の周知徹底</li> <li>○ 飲食店等における飲酒運転根絶運動の推進</li> <li>○ ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>○ 飲酒運転取締りの強化</li> </ul>   |
| 歩行者事故防止運動     | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者の保護と優先を実践する運転</li> <li>○ 横断歩道における歩行者の保護と優先の徹底と交通ルールの遵守</li> <li>○ 反射材やLEDライトの普及と活用促進</li> <li>○ 歩行者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践</li> </ul> |
| 反射材用品着用促進運動   | 通年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者・自転車利用者の反射材用品の徹底</li> <li>○ 反射材用品の着用の必要性和効果及び促進の広報啓発の推進</li> </ul>   |

## (2) 飲酒運転等を許さない社会環境づくり

### ア 条例に基づく対策の継続推進

宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号）の制定趣旨の周知徹底を図るとともに、各種施策等を積極的に推進するほか、自治体や事業所等の再発防止対策を推進するための指導・助言を積極的に行う（飲酒運転に係る情報提供等）。



【飲酒運転根絶活動推進委員の活動】

また、地域における飲酒運転の根絶等に資するため、8地区の飲酒運転根

絶重点区域において、飲酒運転根絶に関する条例に基づき委嘱された飲酒運転根絶活動推進委員(50人)の活動について積極的な支援を行う。

| 飲酒運転根絶重点区域【8地区】 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 1               | 仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目、国分町一丁目～三丁目まで |
| 2               | 仙台市宮城野区榴岡一丁目、二丁目及び四丁目          |
| 3               | 仙台市太白区长町三丁目、五丁目及び七丁目           |
| 4               | 仙台市泉区泉中央一丁目                    |
| 5               | 石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目          |
| 6               | 塩竈市尾島町                         |
| 7               | 登米市迫町佐沼字中江一丁目～五丁目まで            |
| 8               | 大崎市古川北町一丁目、台町及び東町              |

## イ 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態を積極的に広報するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者及び自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等について周知徹底するほか、対象に応じたきめ細かな広報啓発等を推進する。

また、令和5年12月1日から、企業等の安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっていることについても、周知を図る。

## ウ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、飲酒体験ゴーグル等の活用により、体内にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させる。

## エ 関係機関・団体・業界との連携の推進

市町村、交通ボランティア、飲酒運転根絶活動推進委員、安全運転管理者、酒類製造・販売業、酒類提供飲食店等に対して飲酒運転を抑止するための取組を要請するほか、交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運

動」の実践を広く県民に呼び掛けるなどして、地域や職域等における飲酒運転根絶への取組を更に進めるとともに、「飲酒運転しない、させない、許さない」というメッセージを広く県民に訴求する。

また、自動車運転代行業の健全化及び利便性の向上を図るための施策を推進するほか、地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発や、相談、指導、支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。



## オ 薬物乱用運転の危険性等の周知

危険ドラッグ使用等薬物乱用に係る交通事故対策については、薬物乱用の危険性のほか、薬物を使用した上で車両を運転することの悪質性・危険性に関する積極的な広報啓発を推進する。

### (3) 運転中の携帯電話等の不使用の徹底

運転中に携帯電話等を使用することは重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、関係機関・団体等と連携しながら、運転者等に対し、引き続き広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図る。

### (4) 自転車利用者等に対するルールの周知と安全教育の推進

良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対する車両としての交通ルールを遵守し、歩行者に最大限配慮しなければならないことの周知及び安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進するための施策を推進する。

## ア 全ての自転車利用者に対するルールの周知

市町村や学校、自転車関係事業者等と連携し、自転車安全利用条例（令和2年宮城県条例第50号）、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）、自転車安全利用五則（令和4年11月1日交通対策本部決定）を活用するなどして、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図り、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

特に、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）の制度を適切に運用し、自転車利用者の遵法意識を

醸成する。

また、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や市町村の交通指導員等、関係機関・団体と協働して街頭における指導啓発活動を積極的に推進するほか、地域の実情に応じた自転車指導啓発重点地区・路線の選定、見直しとホームページ等を活用した広報啓発活動を推進する。

さらに、令和5年4月1日から、全国全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の努力義務が規定されているところ、学校や自転車販売店等と連携し、自転車事故の実態や乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果について、従来の交通安全教室の開催のほかSNS等による動画や情報の発信、リーフレットの作成・配布等による効果的な広報啓発活動を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の徹底を図るとともに、特に保護者に対しては、幼児や小学生が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。

加えて、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携し、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の乗車用ヘルメット及びシートベルトの着用の促進について、降園前の時間を活用するなど、保護者を対象とした広報啓発を推進する。特に、幼児二人同乗用自転車については、転倒防止や安全利用を促進するため、参加・体験・実践型による従来の交通安全教室のほか、SNS等による動画や情報発信、リーフレットの作成・配布等による情報提供及び注意喚起等の各種広報啓発活動を推進する。

このほか、自転車は、配達や通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多く、歩行者と衝突した場合等には加害者となる側面も有しているため、交通安全教育の充実を図る。特に、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。

## イ 自転車安全教育の推進

学校、教育委員会、関係機関・団体等との連携を強化し、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。



【自転車シミュレーターの活用】

あわせて、発生しやすい事故類型や各交通ルールが定められている理由等の説明や、教育を受ける側の児童・生徒を主体として巻き込むプログラム等の、現行の自転車安全教育の技法を参考にしつつ、更に工夫を加えた技法で教育を行うよう努める。

また、児童・生徒のほか、自転車安全教育を受ける機会が乏しい者への自転車安全教育の機会を提供するため、学校、企業、自転車販売店等に協力を求める。

さらに、自転車販売店等に対しては、具体的な教育内容の指針や教育に資する資料を示すことなどにより、適切に教育を行うことができるよう配慮するほか、自転車安全教育への参加を促進するため、参加意欲を高める方策を講じるよう働き掛ける。

加えて、運転免許証更新時講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項についての教育の実施に努める。

これらのほか、良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会において策定された「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書」において、これまで行われてきた交通安全教育の抜本的な見直しについて言及がなされたことを踏まえ、自転車の交通安全教育について、その内容を検証した上で、見直しの検討を進める。

## ウ 自転車の安全性の確保

夕暮れ時から夜間における自転車事故の防止を図るため、早めの灯火点灯の徹底と反射材用品の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。



また、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を活用する。



【TSマーク】

さらに、近年、自転車の利用者が加害者となる重大事故が後を絶たないことなどに鑑み、関係団体と連携し各学校等で自転車の安全点検促進活動や安全利用講習を行うなど、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、歩行者と衝突した場合等には加害者となる側面も有していることから、被害者の救済の充実を図るため、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させる。

## エ 自転車安全利用条例の普及促進

自転車の安全利用を促して事故を防ぎ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的として制定された自転車安全利用条例のさらなる周知徹底を図るため、

- 自転車利用者の責務
  - ・ 道路交通法の遵守、他人に迷惑を及ぼさない
  - ・ 歩行者への安全配慮
  - ・ ヘルメットの着用
  - ・ 自転車の定期的点検と必要な整備
- 自転車損害賠償保険等への加入義務
  - ・ 自転車利用者（未成年者の場合は保護者）は自転車損害賠償保険等に加入しなければならない
  - ・ 事業者や自転車貸出業者は自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない
  - ・ 自転車小売業者は購入者の保険加入の確認と保険情報等の提供に努めなければならない

等の広報啓発活動を推進し、関係機関・団体と連携した取組により、ヘルメット着用を始めとした自転車の安全利用の普及促進を図る。

# 自分の命を守る。 家族の未来を守る。 自転車乗るなら ヘルメット。



**自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければなりません。**

**自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率**  
【平成30年～令和4年合計】

着用 0.27%

非着用 約2.1倍

0.00 0.50 1.00 1.50 2.00 2.50

**自転車乗車中の死者の致命傷部位**  
【平成30年～令和4年合計】

頭部 56%

顔面 13%

胸部 12%

手足 8%

頸部 5%

1% 2% 3% 4% 5% 6% 7% 8% 9% 10%

自転車乗車中の交通事故でヘルメット非着用者の致死率は着用者の約2.1倍となっています。

自分や家族の大切な命と未来を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

※ 道路交通法が改正され令和5年4月1日から全国的に努力義務となっており、宮城県では令和3年4月1日から自転車安全利用条件で努力義務化。

詳しくは宮城県のホームページをご覧ください。


## 本気で検討 ヘルメットの着用！

**自転車事故で最も死に至りやすいのは頭部の損傷**

- 頭部損傷による死亡のほとんどが、路面や車体（タイヤ除く）に頭を打ちつけたものとなっています。
- 路面や車体（タイヤ除く）のような硬いものとの衝突時に頭部を守るのはヘルメットが大変有効です。
- ヘルメットの正しい着用で頭部損傷による死者の割合を4分の1に低減するというデータもあります。（TARDA INFORMATION 交通事故分析レポートNo.97（平成24年11月より））

**自分を 家族を 守るためヘルメットの着用を！**

- お近くの自転車販売店やホームセンター等に相談してみましょう。
- いろいろな種類・デザインのヘルメットがありますので、安全基準を満たした自分の好みがあるヘルメットを着用しましょう。




---

## まずは確認 自転車保険に加入していますか？

（既に加入済みの可能性があります）

**自転車保険（自転車損害賠償保険等）の種類**

- 各種保険（自動車・火災・傷害等）に特約で付ける保険  
※特約が付いていることに気づかない場合があるので念のため確認してください！
- 団体保険（会社等の保険、学校やPTAが窓口の保険）
- 共済（全労災（こくみん共済）、県民共済など）
- 自転車保険（自転車事故に備える自転車向け単体保険）
- T Sマーク付帯保険（購入時や点検整備後に自転車車体に付ける1年間の保険）
- フレジットカード付帯保険
- 施設賠償責任保険（事業者向け）

**未加入の場合は加入が必要です！**

- 各種保険等の担当者やお近くの自転車販売店等に相談してみましょう。
- それぞれの状況に応じた様々な保険等がありますので、内容をよく確認・検討して加入してください。

問い合わせ先 宮城県 地域交通政策課 ☎ 022-211-2438

【広報啓発チラシ】

## オ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に係る交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイトやSNS等による動画や情報の発信等の効果的な広報啓発活動を実施し、周知を図る。

また、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を適切に運用し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。

さらに、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。

## (5) 自動車乗車時、全ての座席におけるシートベルト着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の徹底を図るため、市町村や旅客運送事業者等を始めとする関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るほか、交通指導取締りを推進する。



【シートベルト体験】

また、後部座席のシートベルト非着用の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、後部座席のシートベルト着用の必要性・有効性を周知するとともに、実験映像やシートベルトコンビンサー<sup>\*12</sup>を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。

特に、高速乗合バス・貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、着用による被害軽減効果を具体的に訴求した広報啓発活動を強化する。

## (6) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用方法及び使用効果について、幼稚園、保育所、認定こども園、医療機関、自動車やチャイルドシートの販売店等と連携して保護者に対する取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、正しい取付け方等適正な使用方法について指導の徹底等を図ることとし、特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

体格等の事情により、6歳以上の子供がシートベルトを適切に着用させることができない場合にはチャイルドシートやジュニアシートを使用させることが望ましいことについて、広報啓発に努める。

また、市町村等がチャイルドシートの無料貸出や購入等に0対する各種支援制度を設けているところ、この制度の一層の拡充について働き掛けることで、チャイルドシートを使用しやすい環境づくりを推進する。

---

\*12 低速で衝突した際の衝撃を体感できる交通安全機材

## (7) 歩行者・自転車利用者に対する反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者・自転車利用者の事故防止に効果が高い反射材用品等の普及を図るため、高齢者を中心に、全ての年齢層を対象として、各種媒体を活用した積極的な広報啓発活動を推進する。

また、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるとともに、自発的な着用を促すため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の広報啓発活動を推進する。

さらに、衣服や靴、鞆等への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。



【歩行者に対する普及促進】



【自転車に対する普及促進】

## (8) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上

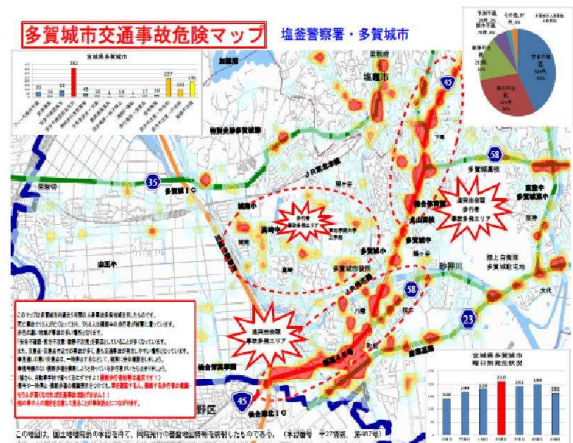
県民一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、県・市町村を始めとする関係機関・団体等と連携して、「交通事故死ゼロを目指す日」等の各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレットの配布や、交通安全ポスター作文コンクール（宮城県等主催）の実施等に加え、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用等、時代に即した効果的な広報啓発活動を推進する。

また、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に、時機を逸することなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、関係機関・団体等に対してもこれらの資料を積極的に提供し、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。



さらに、県民から電子メール等により意見・要望を受けるなどして、県民の意見・要望を交通警察の運営に積極的に反映させる。

このほか、県民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に資する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム（GIS）を活用す



【交通事故危険マップ】

るなどして、交通事故分析に基づく事故類型別や年齢層別等の様々な交通事故データや事故多発地点等に関する情報を分かりやすく公表し、その実態等についての周知を図る。

また、先進安全自動車（ASV）に関する技術の開発・普及が促進されていることを踏まえ、その利用に当たっての注意点等の理解の促進を図る。

あわせて、自動運転装置を備えた自動車について、販売事業所等を通じた周知やウェブサイトの活用を含む広報啓発活動により、当該装置の機能や使用上の注意点の理解の促進を図る。

## (9) 子供・高齢者・障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の向上及び横断歩道におけるルール遵守と安全な交通行動の促進

運転者に対し、子供・高齢者・障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、運転者教育や安全運転管理者による指導、広報啓発活動等により、歩行者の特性を理解させる効果的な交通安全教育等の実施に努める。

また、本来歩行者の保護が図られるべき横断歩道上において、歩行者が被害者となる事故が発生していることから、これらの事故を防止するため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や、歩行者が横断歩道を横断し、又は横断しようとしているときは横断歩道の前で一時停止し、横断を妨げないという歩行者優先義務について再認識させ、強く周知を図る。

このほか、歩行者事故の中には、歩行者側の信号無視、乱横断、直前横断等のルール無視が事故要因と認められるものも散見されることから、歩行者に対

して、一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再認識させる。

また、運転者に対して、手を上げる等の横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断後は感謝の意思表示をすることを推奨する「サイン・サンクス運動」を推進し、横断中も周りに気をつけること等、歩行者自らの安全を守るための交通行動を促す安全教育等を推進する。



さらに、夕暮れ時から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止対策として、前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について広報啓発を強化する。

### (10) 緊急走行中の緊急自動車優先の周知

緊急走行中の救急車等、緊急自動車と遭遇した際の正しい避譲方法について、運転者等に周知させる広報啓発活動を推進し、緊急自動車の円滑な通行及び緊急走行時における交通事故防止を図る。

## 3 関係団体等に対する指導等

【県企画部、県警察、その他関係機関・団体、交通安全対策協議会 (1)～(4)共通】

### (1) 交通安全活動推進センターに対する指導等

交通安全活動推進センターに対し、交通の安全に関する事項についての広報啓発活動、交通事故に関する相談、運転適性指導、道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を支援する事業を推進するための体制の整備等を行い、民間における交通安全活動の中核として適正かつ効果的に運営するよう指導する。

### (2) 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等に対する指導等

地域交通安全活動推進委員が、地域の交通ボランティア活動のリーダー役として行う適正な交通の方法及び交通事故防止について、住民の理解を深めるための交通安全教育、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動等、各種運動の推進、交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力

要請活動、住民からの相談を受ける活動等について、当該活動が適正かつ効果的に実施されるよう、地域交通安全活動推進委員に対する指導に努める。

地域交通安全活動推進委員協議会に対しては、地域交通安全活動推進委員の活動に関して必要な情報を提供するなど、その指導・支援に努める。

さらに、自転車利用者に対する指導啓発、児童の通学時間帯における道路横断時等の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や保護者に対する交通安全教育等の活動等に従事している民間ボランティア等に対し、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。

### **(3) 交通の安全に関する民間団体等との連携等**

交通安全を目的とする民間団体等と連携を図ることにより、交通安全のための諸活動が適正かつ効果的に行われるよう努める。

また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全県民総ぐるみ運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民挙げての活動の展開を図る。

さらに、自動車運転代行業事業者に対する指導監督の強化及び業界団体の健全化、貨物・旅客運送等の職業運転者対策の充実を図るための連携を強化するとともに、職業運転者が他の模範となるよう教育等を行う。

このほか、自転車販売店等に対し、自転車の販売や点検整備等を通じて、乗車用ヘルメットの着用の徹底や自転車に関するルールの周知、損害賠償責任保険等への加入促進を図るなど、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会を通じて啓発に努める。

加えて、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について、関係事業者及び関係行政機関で組織するパーソナルモビリティ安全利用官民協議会において策定された「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するためのガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべきこととされている購入者及び利用者に対する教育等の交通安全対策が実効的に行われるよう支

援・協力を行うとともに、市町村、県警察、道路管理者、関係機関・団体等と連携し、交通ルールに関する安全教育、広報啓発に努めるほか、交通指導取締りを推進する。

#### **(4) 住民の参加・協働の推進**

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、市町村、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める必要がある。

このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ・ハット地図」の作成や、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みづくりについて、当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進する。

### **第3節 安全運転の確保**

【県警察 1~3共通】

#### **1 運転者教育の充実**

##### **(1) 運転者教育の効果的推進**

運転者教育の充実を図るため、最近の交通事故の年齢層別・事故類型別の特徴や安全運転支援技術の進展等を踏まえた上で、常に制度の在り方、教育方法・内容等の見直しを行い、運転免許保有者当たりの死亡事故件数の多い高齢運転者及び若年運転者を重点として、受講者・教習生を始め、県民がその意義をより強く感じられるような運転者教育を効果的に推進する。

##### **(2) 自動車教習所における教習の充実**

指定自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を踏まえた教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどの立会検査の結果に基づいた指導による教習水準の維持・向上を促進する。

また、第二種免許等の受験資格について、特例教習を終了した者の受験資格が緩和されたことから、関係者への周知、実施機関への指導等を行い、同制



度の適正かつ円滑な運用に努める。

### **(3) 各種講習の充実**

#### **ア 運転免許取得時講習の充実**

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習）を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習指導員等の資質の向上と講習水準の維持・向上を促進する。

#### **イ 更新時講習の充実**

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

また、令和6年度末までに、優良運転者及び一般運転者を対象としたオンライン更新時講習の運用を開始する。

### **(4) 高齢運転者の交通事故防止対策の推進**

#### **ア 高齢運転者に対する教育の充実**

75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図るとともに、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

また、75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の制度について、引き続き、適正な検査かつ円滑な運用に努める。

高齢者講習については、認知機能という身体的適性の低下に着目するのみならず、加齢に伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があること等について理解させるため、運転適性検査器材による指導等を推進するとともに、効果的な実車指導等の実施に努める。

また、受講又は受検待ち解消のため、検査等の早期予約の周知、予約しやすい環境の整備等、高齢者講習等の円滑な実施のための取組を計画的に推進するほか、一定の基準に該当した場合に実施する臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習についても確実に実施する。

なお、高齢化のさらなる進展に伴い、高齢者講習等の受講者数の一層の増加が見込まれることから、引き続き各指定自動車教習所と連携を図り、実施体制の確保及び適正・円滑な運用に努めるとともに、必要な指導監督を徹底する。

## **イ 臨時適性検査等の円滑な運用**

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると判定された場合及び交通事故捜査、運転適性相談等により認知症など一定の病気の疑いがある運転者を把握した場合は、医療機関等との緊密な連携を図り、臨時適性検査又は診断書提出命令を確実にを行い、処分に該当する者に対しては、運転免許の取消し等の行政処分を確実に実施する。

## **ウ 高齢者支援施策の推進**

申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、市町村や関係機関・団体等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引や買い物・施設利用時の優待等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境整備を図る。

## **エ 安全運転サポート車の普及啓発の推進**

関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車について、各種機会を利用して普及啓発に努めるほか、その利用に当たっての注意点等に対する理解の促進を図る。

また、運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者等に対し、引き続きサポートカー限定免許制度の周知を図る。

## **オ 高齢運転者標識の表示の促進**

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。

また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。

## **カ 高齢者からの相談等に対する適切な対応**

高齢者やその家族からの運転適性相談をはじめとした各種相談、高齢運転者教育等を実施する際に、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種運転免許関係手続について高齢者に配慮した対応に努める。

また、相談専用ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」の周知を図る。

### **(5) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進**

初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、若年運転者講習、更新時講習及び高齢者講習等、運転免許を取得した者に対する再教育を実施している講習委託先に対する必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての指定自動車教習所等の機能を充実強化する。

### **(6) 二輪車運転者教育の推進**

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用、二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習、原付等安全講習及び指定自動車教習所の普通自動車教習生に対する原付講習等の二輪車運転者に対する教育を積極的に促進する。

### **(7) 自転車運転者等対策の推進**

自転車運転者講習及び特定小型原動機付自転車運転者講習の周知と適切な運用により、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った自転車運転者及び特定小型原動機付自転車運転者に対し、交通ルールの周知徹底を図る。

## **2 適正な運転免許行政の推進**

### **(1) 運転免許手続における簡素合理化の推進**

申請等に係る県民の負担軽減の観点から、手続の簡素合理化を一層推進し、必要な各種資機材の整備を図る。

### **(2) 県民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進**

運転免許業務のIT化等による合理化のほか、託児コーナー、身体障害者用トイレ等申請者の利便の向上に配慮した運転免許センターの施設・設備の維持整備、持参した写真による運転免許証の作成を希望する申請者への適切な

対応、大型連休や年末年始等、混雑が予想される時期における更新窓口の混雑状況や来訪者専用駐車場の有無等の情報提供に努めるなど、県民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。

### **(3) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等**

学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の計画的な更新、試験監視の徹底等の対策を一層推進する。

また、技能試験の適正水準を維持するため、技能試験官の資質の維持向上を図るとともに、現実の交通環境における運転能力の有無を的確に判定するため、試験方法等の見直しを推進する。

さらに、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。

### **(4) 危険な運転者の早期排除と改善等**

#### **ア 危険な運転者の早期排除と改善**

違反を繰り返す運転者、重大な交通事故を起こした運転者及び妨害運転等を行う悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。

あわせて、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気（以下「一定の病気」という。）等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。

また、違反行為をした運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習及び若年運転者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実に努める。

なお、取消処分者講習では、妨害運転等の悪質・危険な運転を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導を行い運転者教育の充実に努める。

#### **イ 常習飲酒運転者対策**

飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。

また、停止処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実に努めるとともに

に、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした飲酒取消講習を効果的に推進する。

さらに、令和3年3月に策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」に基づき、飲酒取消講習等において、地域の相談・治療機関リストの提供や自助グループの活用等の関係機関・団体と連携した取組を推進する。

#### **(5) 国際化に対応した運転免許事務の推進**

日本語を解さない外国人に対し、運転免許学科試験の外国語による実施、「交通安全・免許手続案内」の外国語版リーフレットの活用等により、日本の交通ルールを理解させることに努めるとともに、外国等の運転免許を有する者に対する運転免許試験の一部免除に当たっては、自動車等の運転に支障がないことの確認を適正に実施する。

また、偽造した外国等の運転免許証による国内免許の不正取得の防止措置を強化する。

#### **(6) 大規模災害に備えた対策の推進**

災害により運転免許証を亡失等した被災者の利便のため、再交付業務の早期再開等、被災者が必要とする交通関係手続に一元的に対応する震災等対応交通総合窓口の設置に係る事前対策及び教養訓練を行う。

### **3 きめ細かな運転者施策の推進**

#### **(1) 運転適性相談の充実**

一定の病気等にかかっている者の運転免許の取得について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があることを踏まえ、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、一定の病気等にかかっている者に対する運転適性相談のより一層の充実に努める。

#### **(2) 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底**

一定の病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること並びに一定の病気に該当すること等を理由として取り消された者は、3年以内であれば再取得に当たって運転免許試験が一部免除されること及び再取得した場合には、当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せ

て周知することにより、正しい病状申告を促進する。

### (3) 医師との連携

一定の病気等に該当する疑いがある者について、その主治医から届出が行いやすい環境づくり及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師会及び臨時適性検査指定医師との連携を強化する。

### (4) 障害者に対する配慮

運転免許試験において、身体障害者用に改造を行った持込み車両による技能試験に適切に対応するとともに、聴覚障害者が運転できる車種の拡大に伴い、筆談によるきめ細かな申請手続対応、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。

また、障害者に係る教習体制の充実について、指定自動車教習所等に対する指導を推進するとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。

## 4 企業等における安全運転管理等の強化

【東北運輸局、県警察、その他関係機関・団体】

### (1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

また、安全運転管理者の業務として、令和5年12月1日から運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっているところ、こうした新たな義務の確実な実施について指導を強化する。

特に、交通事故多発事業所、道路交通法に定められた安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置行為、過積載運転等に係る指示や自動車の使用制限命令を受けた事業所等、安全運転管理上問題のある事業所については、随時、公安委員会に対する報告又は資料提出の要求や個別の巡回指導等の実施により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。

また、安全運転管理者等の選任状況を的確に把握するとともに、安全運転管理者の選任状況を警察のウェブサイト上に公開することにより、選任の促進を図るほか、自動車保管場所証明事業との連携等により未任事業所の効果的・効率的な把握に努め、未選任事業所に対して適切に対処する。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

なお、タクシーやバスなど公共性の高い事業に関して、映像記録型ドライブレコーダー等を導入するに当たっては、プライバシー保護（カメラ設置の表示及び記録媒体等の保管管理）の徹底を図る。

## **(2) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施**

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、講師の選定や事業所の規模、安全運転管理者等の経験年数に応じた講習区分に配慮するほか、視聴覚教養、受講者による討議、安全運転実技指導等を実施し、より効果的な方法による講習の実施を推進する。

さらに、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

## **(3) 使用者等への責任追及の徹底**

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等について、車両の使用者等への通報制度を十分に活用するとともに、過積載運転、過労運転等については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者・荷主等に対する背後責任の追及を徹底する。あわせて、自動車の使用者に対する指示及び使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

また、交通指導取締り及び交通事故事件捜査の結果に基づき、所要の事項を関係機関・団体に通報・提言し、適切な行政措置と関係団体等による自主的な改善措置が講じられるよう積極的に働き掛けを行う。

## **(4) 安全運転確保に資する機器の普及**

【東北運輸局】

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デ

デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

## 5 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実

【東北運輸局 (1)～(6)共通】

### (1) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和3年3月に策定し、令和7年までに事業用自動車の事故による24時間死者数を225人以下、重傷者数を2,120人以下、人身事故件数を16,500件以下、飲酒運転0件とする事故削減目標の設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、関係者一丸となって着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。

#### ア 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行うなど、フォローアップを実施する。

#### イ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

#### ウ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者における関係法令等の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。

また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、取りまとめた総合対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用する。

さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗



車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。

このほか、自動車運送事業者に対する行政処分基準については、適宜見直しを行う。

## **エ 抜本的対策による飲酒運転等、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶**

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。

## **オ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進**

自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のA S V装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICT技術の開発・普及を促進する。

## **カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策**

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

## **キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進**

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとと

もに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患、大血管疾患及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査を普及促進する。

## **(2) バスの重大事故を踏まえた安全対策**

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月に取りまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施する。

また、令和5年1月に「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の改正を行うとともに、同年10月には貸切バスの安全性向上に関する関係法令等の改正を行ったところであり、引き続き、事業者に対する指導や監査により法令遵守を改めて徹底するとともに、必要な安全対策を検討していく。

## **(3) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進**

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進する。

## **(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進**

公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進する。

## **(5) 荷主勧告制度の運用の充実**

貨物自動車運送事業者の過積載運行、過労運転、最高速度違反等に関し、荷主からの無理な運行依頼が問題となったため、平成29年7月から荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、早期に荷主に対し協力要請を行う等の新たな荷主勧告制度の運用を開始した。本制度を適切に運用し、貨物自動車運送事業者の違反行為の防止を図る。

また、貨物自動車運送事業法の一部改正により、荷主対策を強化する規定が

新設されるなど、令和元年7月から荷主対策の深度化が図られた。本規定に基づき、荷主対策を一層強力に推進し、荷主の理解・協力のもとで法令を遵守する。

#### **(6) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策**

国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について、地方での関係者会議や関係団体等を通じて浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進する。

### **6 交通労働災害の防止等**

【宮城労働局 (1)～(2) 共通】

#### **(1) 交通労働災害の防止**

交通労働災害による死傷者数を減少させるため、事業場に対し「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施を指導する。

なお、指導に際しては、近隣の警察署、宮城県トラック協会各支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等との連携を図る。

#### **(2) 自動車運転者の労働条件の確保・改善対策の推進**

自動車運転者に係る時間外労働の上限規制の適用が開始されたが、自動車運転者は依然として長時間労働の実態にあるものの、長時間労働の要因の中には、取引慣行等の個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、宮城陸運支局と連携しつつ、荷主を含む業界団体に対して説明会を実施するなど労働基準関係法令等について周知徹底を図るとともに、問題事業場に対しては的確な監督指導を実施することにより労働基準関係法令等の履行確保を図る。

### **7 道路交通に関する情報の充実**

【各消防本部(局)】

#### **(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等**

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資するため、関係者に対し、消防法令の遵守を指導するとともに、イエローカード(危険物の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記録した緊急連絡カード)の携行を推進する。

また、災害時の消防活動等を適切に行うための情報(危険物等に係る物質性状、消防活動要領など)を提供することを目的とし、消防庁に構築している危険物災害等情報支援システムの更なる充実強化を図る。

## (2) 気象情報等の充実

【仙台管区気象台】

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

### ア 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風等の気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

### イ 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

#### (7) 緊急地震速報(予報及び警報)の利活用の推進

緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

#### (イ) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき、速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。

その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

#### (ウ) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報等を発表するとともに、

平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

## ウ 情報の提供等

【仙台管区気象台】

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

### (7) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、東北運輸局、東北地方整備局及び東日本高速道路株式会社東北支社と連携し、大雪に対する緊急発表（東北地方）を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

### (4) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

### (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ

確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

### (I) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想されるときは、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

### エ 気象知識等の普及

運輸事業者、防災機関及び報道機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象・地象・水象に関する知識の普及を行う。

### (3) 災害発生時における情報提供の充実

【東北地方整備局】

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、道路管理用カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置及び通信施設等の整備を推進する。

## 第4節 車両の安全性の確保

【東北運輸局】

### 1 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。

また、対自転車衝突被害軽減ブレーキや、交差点に対応した衝突被害軽減ブレーキ等を評価項目に追加するとともに、歩行者やガラス等の障害物に対応するペダル踏み間違い時加速抑制装置等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能評価、予防安全性能等の評価に取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真

に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。

さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。

## 2 自動車の検査及び点検整備の充実

【東北運輸局】

### (1) 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえた、令和6年10月開始予定の「OBD検査」の導入に向けて、環境整備を進める。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。

### (2) 型式指定制度の充実

【東北運輸局】

自動車の型式指定等に当たっては、保安基準への適合性及び生産過程における品質管理体制等の審査を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、自動車製作者等への監査を行い、自動車の安全性の増進等を図る。

さらに、近年発覚した型式指定申請における不正行為を踏まえ、同種の不正事案を防止するため、型式指定に係る要件の強化等について検討を行う。

### (3) 自動車点検整備の充実

【東北運輸局】

#### ア 点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和5年9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（二輪車、被けん引車、大型特殊自動車(前面ガラス無)を除く。)については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進す

る。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

特に、大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。

## **イ 不正改造車の排除**

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和6年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

## **ウ 自動車整備技術の向上**

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備事業者の整備技術を高度化する必要がある。

このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された特定整備制度について、自動運行装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。



### 3 リコール制度の充実・強化

【東北運輸局】

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施等のため、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

また、リコール制度の適確な運用のため、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努める。

### 4 自転車の安全性の確保

【県企画部、県警察】

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの。）及び普通自転車の形式認定制度を活用する。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

## 第5節 道路交通秩序の維持

【県警察 1~3共通】

### 1 効果的な交通指導取締り活動の推進

#### (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進

##### ア 交通事故抑止に資する交通指導取締り

「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえ、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、取締り時間、場所、体制等の取締り計画を組織的に検討した上で、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

また、信号機のない横断歩道における歩行者の優先等を徹底するため、運転者に対し、横断中はもとより横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを重点的に行うとともに、交通事故の被害の軽減を一層進める

ため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る指導取締りの徹底を図る。

さらに、妨害運転等の悪質・危険な運転を抑制するため、広報啓発活動を強化するとともに、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷（妨害目的運転）等のあらゆる法令を駆使して、厳正な捜査を徹底する。

## **イ 街頭活動の推進**

交通指導取締りと同様に地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通事故の多発する地域・路線及び交差点において、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる「見せる・見える」警戒活動を推進するとともに、通学時間帯や夕暮れ時間帯における街頭活動を推進する。

また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反に対する指導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等、歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。

### **(2) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化**

飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性を検証するとともに、飲酒運転に関連する情報を組織的に共有することにより、飲酒運転に対する取締りを一層強化する。

また、飲酒運転や飲酒ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、車両等の提供、酒類の提供及び運転の要求・依頼をしての同乗について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。

### **(3) 無免許運転等の取締り強化**

無免許運転を認知した際の厳正な取締りに加え、無免許運転常習者に対する取締りを推進する。

また、無免許運転や無免許ひき逃げ事件を検挙した際は、適正な広報により無免許運転の悪質・危険性の周知を図る。

### **(4) 自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化**

自転車の安全利用に向け、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止など、歩行者や通行車両に危険を及ぼす違反等に対しては積極的に指導警告を行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせるなど悪

質・危険な違反については、積極的に検挙措置を講ずる。

また、指導取締りに当たっては、自転車事故の発生、交通実態、取締り要望等に応じた重点的な指導取締り、指導内容の充実による再犯防止の徹底等に努めるとともに、携帯電話等を使用しながら自転車を運転するなど明らかに交通安全上危険と認められる行為については、自転車運転の実態に即した適切な指導取締りを行うための所要の措置を講じる。

さらに、制動装置不良自転車（道路交通法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車をいう。）を認めた場合には、積極的に停止を求め、検査を行うなどして、制動装置不良自転車の取締りを推進する。

#### **(5) 特定小型原動機付自転車等（電動キックボード等）を始めとする電動モビリティによる悪質・危険な運転に対する取締りの強化**

特定小型原動機付自転車等（電動キックボード等）について、引き続き、飲酒運転、信号無視、横断歩行者妨害等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化する。

また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合しない電動モビリティ（電動キックボード等）を公道から排除するため、整備不良車両の運転等に対する取締りを徹底する。

#### **(6) 通学路における効果的な指導取締りの推進**

【県警察、県教育庁】

通学路における児童・生徒の安全を確保するため、交通事故の発生状況、定時通行者等により恒常的に敢行されている交通違反の態様、地域住民からの取締り要望等を踏まえ、通学時間帯において、児童・生徒の安全を脅かす通行禁止や横断歩行者妨害違反等の交通違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

また、学校関係者やP T A等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える「見える・見せる」活動も併せて推進する。

## 2 悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化

### (1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、客観的な証拠に基づいた立証を行う。

また、意識障害や運動障害をもたらす発作等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響による交通事故を防ぐため、一定の病気にかかっている疑いのある者の把握に努め、必要に応じて行政処分や交通安全教育を実施する。

また、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転等が疑われる交通事故を中心として、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条、第3条（危険運転致死傷罪）又は第4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪）の立件も視野に入れた捜査を徹底する。

### (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件やひき逃げ事件等の交通事故事件の捜査力を強化するため、交通鑑識を始めとした捜査体制の充実を図るとともに、若手交通捜査員に対する研修等により、交通捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

また、自動運転車に関わる交通事故事件に適切に対応できるよう、体制を整備するなど必要な取組を推進する。

さらに、自動車等の使用者による悪質な違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の交通特殊事件の厳正な捜査を推進するための研修に努める。

### (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

科学的な交通事故事件捜査を推進するため、各種交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダー等の映像を効果的に活用するとともに、各種資機材の整備を進める。



【綿密な鑑識作業を行う交通事故捜査員】

### 3 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會對策の推進

#### (1) 取締り等の強化

##### ア 現場検挙等による暴走行為等の封じ込め

共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の効果的活用を図るとともに、あらゆる法令を適用して現場検挙の徹底を図る。

##### イ 暴走族等の解体に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、組織の実態を把握するとともに、個別指導・補導を実施するなどして、暴走族の解体及び同組織からの離脱を促進する。

また、旧車會グループの中には、暴走族風に改造した旧型自動二輪車



【交通秩序を乱す旧車會にはあらゆる法令を適用して検挙】

等を連ねて大規模な集会や走行を行うなど、迷惑性が高い行為もあることから、その実態の把握に努めるとともに、各種法令を適用して徹底した取締りを行う。

#### (2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分等の的確な実施に努める。

#### (3) 総合的施策の推進

【県企画部、県警察】

##### ア 関係機関等との連携強化

暴走族及び少年の非行防止に関係する機関・団体等との連携を強化する。

また、各種交通規制を実施するとともに、道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適正な管理、暴走行為を助長する車両の不正改造の防止等の措置について積極的に働き掛ける。

## イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中・高校生を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。



【加入阻止教室で学んだ「暴走しない させない 見に行かない」】

## ウ 暴走族追放気運の醸成

暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等の資料提供を各種メディアに対して積極的に行うとともに、関係機関・団体等が連携し、「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」（平成10年宮城県条例第48号）の適確な運用に努めるなど、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図ることにより、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。

### (4) 整備不良車及び不正改造車の指導・取締り

【東北運輸局、県企画部、県警察】

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号表示義務違反の不正改造等の取締りを強化するとともに、暴走行為を助長するような不正改造を防止するため、企業・団体等に対する指導を積極的に行う。

また、自動車の使用者だけでなく、不正改造等を行った業者等に対して、必要に応じ事務所等の立入り検査を行う。

## 4 高速道路における諸対策の推進

### (1) 高速道路における交通の安全確保

【県警察、東北地方整備局、東日本高速道路株式会社、県道路公社】

#### ア 交通指導取締りの推進

高速道路における交通指導取締りについては、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反、特に、妨害運転、飲酒運転、著しい速度超過、車間距離保持義務違反及び通行帯違反を重点とした指導取締りを推進する。

また、交通ルールの遵守と運転マナーの向上のため、パトカーによる警戒活動を推進する。

#### イ シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底

県警察、道路管理者、高速道路交通安全協会等の関係機関・団体が連携し、

サービスエリア及びパーキングエリアにおける交通安全キャンペーン等において、シートベルト未着用による車外放出事故の実態、シートベルト着用及びチャイルドシート使用による被害軽減効果が高いことを周知するとともに、広報媒体等を活用し、全ての座席におけるシートベルト着用等の普及啓発活動を推進する。

特に、バスやタクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係事業者等と連携した取組を推進する。

また、パトロール、検問等の街頭活動を強化し、全ての座席におけるシートベルト装着義務違反等の指導取締りを推進する。

## **ウ 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進**

大型貨物自動車等による事故を防止するため、速度超過、過積載運転、不正改造等の指導取締りを強化するとともに、各種関係法令を積極的に適用し、背後責任の追及、関係機関と連携した事業所等に対する行政指導の徹底を図る。

また、大型貨物自動車等が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることを内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号）が令和6年4月1日に施行されること、交通ルールや運転マナーの周知徹底のほか、大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反に対する取り締まりを強化する。

## **エ 逆走事案又は歩行者等による立入り事案対策の推進**

高速道路における逆走又は歩行者等の立入り行為は、重大事故に直結する危険な行為であることから、道路管理者と連携し、逆走及び立入り事案発生箇所の現場点検を行うとともに誤進入防止のための標識や路面標示等の整備を図るほか、逆走や歩行者等の立入りの危険性に関する広報啓発活動及び交通安全教育を推進する。

特に、高速道路の延伸に際しては、高速道路での運転経験の少ない高齢者等の新たな利用が見込まれることから、逆走事案等の防止に効果的な交通安全教育及び広報啓発活動を推進するとともに、交通安全施設等の整備を図る。

また、逆走事案等を認知した際は、通行車両への迅速な広報かつ臨場及び

対象者の早期発見・確保に努める。

対象者の言動等から認知症等の一定の病気等にかかっている疑いがある場合は、その保護や、臨時適性検査の実施を検討するなど、適切な措置に努める。

#### **オ 落下物の未然防止対策の推進**

高速道路における落下物は、その形状、材質あるいは重量を問わず重大事故を誘発するおそれがあることから、迅速な現場への臨場及び対応を行うとともに、速やかな速度規制、情報板による落下物情報の発信等を実施するほか、落下物の未然防止に関する広報啓発活動と運転者教育を推進する。

また、転落等防止措置義務違反や高速自動車国道等運転者遵守事項違反等の適用も視野に入れた交通指導取締りも合わせて推進する。

#### **カ 渋滞区間における追突事故防止の推進**

高速道路における車両の通行量が増加するゴールデンウィーク、年末年始や旧盆期等においては、渋滞区間での追突事故が増加する傾向があることから、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど安全対策を推進する。

#### **キ 安全利用を促進するための広報啓発活動及び交通安全教育の推進**

速度規制の遵守を促し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、運転者教育等の場において、速度規制に関する十分な説明を行うほか、追越車線以外の通行帯の通行が可能である場合に追越車線を走行し続ける行為等が通行帯違反となることや、車両は指定された車両通行帯を通行しなければならないことについて広報啓発活動や運転者教育を推進する。

#### **ク 高速道路の非分離区間における交通事故抑止対策等**

車線が、構造物により往復の方向別に分離されていない区間（非分離区間）では、対向車線進出による正面衝突事故等重大事故が発生する危険性が高いことから、道路管理者と緊密に連携しつつ、従来のラバーポールに代わり、中央分離帯や飛び出し防止効果の高いワイヤーロープの道路中央部への設置に向けた積極的な働き掛けを行う。

#### **ケ 二次的交通事故防止対策の推進**

車両故障若しくは交通事故により停止中の車両から降車し、又は車内にとどまった運転者等が被害に遭う交通事故が後を絶たないことから、車両故障



等で運転が困難となった場合におけるガードレールの外側等の安全な場所への避難や停止表示器材の表示等の措置について、広報啓発活動や運転者教育を推進する。

## コ パトロール・巡回体制の充実強化

県警察及び道路管理者による24時間体制によるパトロール・巡回体制の構築及び充実強化を図り、交通ルールの遵守及び交通事故の原因となる路上落下物、故障車両等に対する迅速・的確な体制を推進する。

## サ 先行対策その他の安全対策の推進

供用予定の高速道路については、その計画段階から当該道路の構造、一般道路との取付け位置、方法等について、関係機関・団体が相互に緊密な連携を図り、十分に協議し、道路線形の改良、交通安全施設の整備等交通管理上必要な対策の申入れを行うなど先行対策を推進する。

既に供用中の高速道路については、交通事故の発生状況を詳細に分析し、交通死亡事故等の重大事故発生地点や事故多発地点等の現地点検を関係機関・団体が共同で実施し、道路構造の改良、交通安全施設の整備等必要な課題を抽出し、交通危険箇所の安全対策を推進する。

特に、非分離区間については、簡易分離施設の強化、中央分離帯の設置等の安全対策を推進する。

## シ 交通実態に即した交通規制の実施

高速道路の交通規制については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえ、交通事故の発生状況、実勢速度、交通安全施設の整備状況、道路構造の改良状況、運転者等の意見・要望等を総合的に勘案して、交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう見直しを推進する。

また、交通規制の見直し後も、実勢速度と規制速度がかい離している区間等の把握に努め、更なる見直しを継続する。

## (2) 高速道路における交通円滑化対策の推進

【県警察、東北地方整備局、東日本高速道路株式会社、県道路公社】

### ア 迅速・的確な交通情報の提供

パトロール活動の強化や交通管制センター等との連携により、高速道路及

び関係道路における交通情報を幅広く収集し、ラジオ、テレビ、道路情報提供装置等の各種媒体を活用して、交通情報の迅速・的確な提供を推進する。

## イ 関係機関との連携による交通渋滞緩和対策の推進

交通渋滞の発生を最小限に抑え、高速道路が社会経済の大動脈としての機能を発揮できるよう、関係機関が連携を密にして、道路工事实施時期、規制方法等の調整、行楽期や旧盆期等の交通量増加時期における特別対策等、交通渋滞緩和対策を推進する。

## ウ 交通事故発生時における交通流の早期回復

交通事故発生時においては、県警察、道路管理者パトロール隊及び巡回班等が連携して迅速な交通規制を実施の上、滞留車両の早期排出、実況見分の迅速化、事故車両の早期排除に努め、交通流の早期回復を図る。

また、広域的な交通管理を必要とする大規模交通障害を想定した回誘導計画をあらかじめ策定しておくとともに、事案発生時においては、一般道路との調整により、必要な交通規制及び交通情報の提供を行い、適切な回誘導の実施に努める。

## (3) 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進

大規模な多重事故、危険物運搬車両による事故等重大事案が発生した際の被害の拡大及び交通の混乱を防止するため、初動措置要領の整備、道路管理者・消防機関等と連携した総合的訓練の実施、装備資機材の整備を推進する。

## 第6節 救急・救助活動の充実

### 1 救急・救助体制等の整備

#### (1) 救助体制の整備・拡充

【県復興・危機管理部、各消防本部(局)】

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和61年自治省令第22号)の基準を満たす救助体制を構築し、高度な救助資機材、救助工作車の整備を促進するとともに、救助隊員には、より専門的かつ高度な知識及び技術を身につけるための教育訓練を行い、救助活動体制の充実を図る。

## (2) 集団災害発生時における救急・救助体制の充実

【県復興・危機管理部、県保健福祉部、各消防本部(局)】

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム(DMAT)の連携による救急・救助体制の充実を図る。

## (3) 自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた応急手当普及啓発の推進

【県復興・危機管理部、各消防本部(局)、県教育庁、県警察】

### ア 応急手当に関する指導・普及の推進

交通事故等による負傷者を救命するとともに、必要な応急手当を行い、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた者が負傷者に対して迅速、適切な応急手当を行う必要がある。そのためには、救急要請受信時に、よりの確な口頭指導が行えるよう、通信指令員に対する更なる教育を実施するとともに、消防庁の定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、応急手当講習の指導に従事する応急手当指導員や応急手当普及員の養成及び住民に対する応急手当講習の実施等、実効性のある応急手当普及啓発を推進する。

### イ 応急救護処置に関する知識の普及

自動体外式除細動器(AED)の使用法に関する教育の導入等により応急救護処置講習・教習を充実させるほか、更新時講習等における教材の積極的な活用により応急救護処置に関する知識の普及を図る。

また、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等、交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても、広く応急救護処置に関する知識の普及に努める。

加えて、学校においては、中学校、高等学校の教員が、保健体育の授業等の場を活用して、心肺蘇生法及び止血法などのファーストエイドに関する知識及び手技の普及を図る。

## (4) 救急救命士の養成・配置等の促進

【県復興・危機管理部、各消防本部(局)】

プレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実のため、救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図るとともに、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するため、

指導的立場の救急救命士を中心とした教育及び医療機関と連携した実習等の実施を推進する。

また、医師の指示、指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

**(5) 救急・救助用資機材の整備の推進**

【県復興・危機管理部、各消防本部(局)】

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を推進する。

**(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進**

【県復興・危機管理部、県保健福祉部】

傷病者の状況に応じて消防防災ヘリコプターをより効果的に活用し、救急車と連携して、一層質の高い救急活動の実施を推進する。

**(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実**

【県復興・危機管理部、各消防本部(局)】

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進する。

**(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備**

【県復興・危機管理部、県警察、各消防本部(局)、東日本高速道路株式会社】

高速自動車国道等における救急業務を円滑に実施し、適切かつ効率的な人命救助を図るため、関係市町村と東日本高速道路株式会社との相互の連携を強化し、救急業務実施体制の充実を図る。

さらに、東日本高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従業員に対する教育訓練の実施等を推進する。

【※ 高速自動車国道救急業務実施市町村(組合)：仙台市、大崎、仙南、黒川、栗原市、亘理】

**(9) 現場急行支援システム等の整備**

【県警察、各消防本部(局)】

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び救急車が病院に到着するまでの時間短縮、また、緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システムの整備拡充を推進する。

## 2 救急医療体制の充実

【県保健福祉部 (1) ~ (3) 共通】

### (1) 救急医療機関等の充実

#### ア 救急医療機関等の充実

休日・夜間における医療を迅速かつ適切に行うために、地域の医療資源実情に応じた救急医療体制の整備を支援する。

#### イ 地域の中核的な病院の整備

二次医療圏における医療提供体制の整備を推進することを目的に、一定の要件を満たす公立病院等の施設・設備整備を支援する。

### (2) 医師・看護師等の対応力の向上

救急医療においては、治療開始までに要した時間や治療方法等が救命率等に影響することから、外傷等の専門領域における事案への対応力の向上や高度な心肺蘇生法の教授等を行う研修会を開催することで、資質の向上を図る。

### (3) ドクターヘリの運航

交通事故等で負傷した傷病者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、救急現場付近のランデブーポイントで初期治療を行ったのち、医療機関へ搬送する医師等が搭乗するドクターヘリの運航を行う。

また、ドクターヘリの運航を支援するため、安全に着陸できる区間・場所の情報の共有を推進するなど、関係機関・団体と連携した取組を進める。

## 3 救急関係機関の協力関係の確保

### (1) 救急医療の確保対策

【県保健福祉部】

救急患者の医療機関への迅速かつ円滑な搬送を図るため、救急搬送を受け入れた医療機関に対し助成を行うことで、医療機関、消防機関等の関係機関における連携・協力関係の確保を推進する。

### (2) 救急医療の普及啓発事業

【県復興・危機管理部、県保健福祉部】

救急医療及び救急業務に対する県民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、「救急の日」及び「救急医療週間」等を利用して救急医療の普及・啓発を図る。

## 第7節 被害者支援の充実と推進

### 1 自動車損害賠償保障制度の充実等

#### (1) 自動車損害賠償責任保険(共済)の充実

【東北運輸局】

国による死亡等重要事案に関する支払審査のほか、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払の着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払の適正化を図る。

#### (2) 無保険(無共済)車両対策の徹底

【東北運輸局、県警察】

自賠責保険(自賠責共済)の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険(共済)車両の運行の防止を徹底する。

#### (3) 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等

【その他の関係機関・団体】

自賠責保険(自賠責共済)とともに重要な役割を果たしている任意の自動車保険(自動車共済)が、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けた取組等を推進する。

### 2 損害賠償の請求についての支援等

#### (1) 交通事故相談活動の推進

【県企画部、仙台市、その他の関係機関・団体】

##### ア 交通事故相談活動の推進

- 県内の交通事故相談所の相談員は、相談内容の複雑性と相談者の利便性を配慮しながら、相談内容に応じた深みのある相談を進める。
- 県広報誌、新聞、ラジオ等の広報媒体を利用して、交通事故相談と民事上の損害賠償制度等、被害を受けた際に必要な予備知識の普及に努める。
- 県内の交通事故相談所、公益財団法人日弁連交通事故相談センター宮城県支部、一般社団法人日本損害保険協会そんぼADRセンター東北、損害保険料率算定機構仙台自賠責損害調査事務所、独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所、公益財団法人交通事故紛争処理センター仙台支部、行政書士ADRセンター宮城等の関係機関との連絡を密にし、相談支援等の協力体制を図り、積極的な相談活動を推進する。

##### イ 相談員の資質の向上

交通事故相談員の資質の向上を図るため、国土交通省が主催する業務研修

への参加を始め、弁護士の指導・助言等により、その資質の向上を図る。

## (2) 損害賠償請求の支援活動等の強化

【県企画部、県警察】

- 交通事故被害者の救済と支援活動を強化するため、市町村の行政相談、人権相談等の一般相談業務を行っている公的機関との相互連携を強化するなど、交通事故相談の活性化を図る。
- 民生委員、行政相談員等に対する交通事故損害賠償保障問題の相談に必要な知識の習得を目的とした研修等に対しては、講師の派遣、資料の提供等積極的に支援する。

## 3 交通事故被害者支援の充実強化

### (1) 自動車事故被害者等に対する支援措置の充実

【東北運輸局、県教育庁】

自動車事故被害者支援については、自賠法による被害者保護増進等計画に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生の防止が安定的かつ効果的に行われるよう、引き続き対応を図る。

また、国土交通省においては、介護者なき後を見すえた支援施策として、障害者支援施設や居宅介護事業者等の新設・設備導入、介護人材確保等に係る費の補助を行うとともに、介護料の支給を受けている在宅の重度後遺障害者を対象とした夜間の医療的ケアに対応可能な短期入所協力施設（重点支援施設）の選定を新たに行うほか、短期入院協力病院等に対する医療器具の整備費用等の補助を引き続き行う。

### (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

【県警察】

#### ア 交通事故被害者等に対する適切な情報の提供等

交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応の徹底を図るとともに、組織的な被害者支援体制の構築に努め、重大事故を中心に、交通事故被害者等に対して、事故の概要、捜査状況等を積極的に連絡する。

また、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問い合わせがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問い合わせを受けた場合には、適切な情報の提供に努める。

なお、交通事故被害者等が適正な補償を迅速に受けるため、自動車安全運

転センターから交通事故証明書発行に必要な事項について照会を受けた際は、迅速かつ正確な回答に努める。

### **イ 交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動の推進**

リーフレットの配布等により、刑事手続き、損害賠償手続の概要の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関の紹介を積極的に実施するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動を推進する。

### **ウ 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進**

違反や事故を起こして行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

また、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会等で配布することや、交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

### **エ 関係機関等との連携の強化**

交通安全活動推進センターにおける精神的被害に対するカウンセリング等を含む交通事故に関する相談体制については、被害者支援に積極的に活用するとともに、カウンセリング体制の充実を図るよう指導し、当該相談業務の円滑な実施が図られるよう支援措置を講じていく。

また、交通事故被害者サポート事業の中で開催する意見交換会等を通じ、支援に携わる関係機関等の意思疎通及び連携強化を図るとともに、交通事故被害者等のカウンセリングを実施しているその他の機関や自助グループ等とも連携の強化を図り、当該機関に関する情報の交通事故被害者等への教示、自助グループ運営・連絡協議会の開催等を通じ、交通事故被害者等の精神的な支援の充実に努める。

## **(3) 公共交通事故被害者への支援**

【東北運輸局、県企画部】

### **ア 平時における取組**

#### **(7) 被害者等への支援体制の整備**

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付ける



とともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

#### **(イ) 事業者における支援計画作成の促進**

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

### **イ 事故発生時の取組**

#### **(7) 事故発生直後の対応**

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

#### **(イ) 中長期的対応**

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。

また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

## 第8節 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

【東北地方整備局、県警察、県土木部、その他関係機関・団体】

### 1 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用

効果的な交通事故防止対策を講じていくためには、減少しにくい事故類型等の特定、地理情報システム（GIS）等に基づく新たな交通事故分析手法の構築等により、交通事故分析の高度化を図る。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう配慮する。

### 2 道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

道路交通の安全と円滑及び交通に起因する障害の防止に資するための研究を推進し、交通安全対策に反映させる。

#### (1) 高齢者等の交通事故防止に関する研究の推進

##### ア 高齢者の交通行動特性に関する研究の推進

高齢者人口及び高齢運転免許保有者の増加に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動できるよう適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性に関する研究を推進する。

##### イ 歩行者の行動特性を踏まえた交通安全に関する研究の推進

本県の交通事故発生形態の特徴の一つである歩行者事故を削減するため、歩行者の行動特性に関する研究及びそれを踏まえた交通安全対策に関する研究を推進する。

#### (2) その他の研究の推進

##### ア 交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究の推進

交通事故の発生と、これらに伴う社会的・経済的損失等、交通事故による被害の全容の総合的な把握及び分析を行うための研究を推進する。

##### イ 交通事故被害者の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進

民事裁判事例等を用いて、交通事故被害者の視点から、交通安全対策に関

する研究を推進する。

### ウ 交通事故被害者等の精神健康の回復に関する研究の推進

PTSD<sup>\*13</sup>等持続的な精神的後遺症を持つ者の治療法の研究を推進する。

また、自助グループ活動等の支援を通じて、交通事故被害者等の回復に視点を当てた研究を推進する。

## 3 交通事故防止対策について県民の理解を深めるための情報発信等

### (1) 交通事故防止対策について県民の理解を深めるための情報発信

【県警察】

交通事故の防止、被害軽減等を図るには、適切な速度規制を実施し、交通指導取締り、交通安全教育、広報啓発等により、これを遵守させるという総合的な速度管理が重要であることについて、交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かりやすい情報発信に努める。

またこの総合的な速度管理について、県警察単位での交通情勢に応じた指針の設定についての情報発信を推進する。

これら指針の内容については、交通事故実態を始めとする道路、地域等の実情の変化を踏まえるとともに、より合理的かつ分かりやすいものとするため、必要に応じ検証と見直しを図る。

### (2) 交通事故防止に資する業務の適切な評価の実施

【県警察】

第一線の警察職員が総合的な速度管理を始めとする交通事故防止対策の必要性を十分に理解し、自信を持って職務執行に当たることができるよう指導教養の徹底を図るとともに、交通事故防止に資する業務に対する適切な評価を行う。

### (3) 宮城県道路交通環境安全推進連絡会議の開催

【仙台河川国道事務所、県土木部、県警察、仙台市、その他関係機関・団体】

効果的な道路交通環境整備を推進するため、道路管理者、公安委員会及び関係機関等による「宮城県道路交通環境安全推進連絡会議」を組織し、事故多発箇所その他交通安全上の問題箇所に対する調査・分析を実施し、効果的な交通安全対策についての検討を行う。また、安全な道路交通環境の整備のための主要施策について計画・実施・評価の各段階における連絡調整を実施する。

\*13 Post Traumatic Stress Disorder の略。心的外傷後ストレス障害

## 第2章 鉄道交通の安全に関する施策

### 第1節 鉄道交通環境の整備

【東北運輸局、各鉄道事業者】

#### 1 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。

特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指すとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討する。

#### 2 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ATS）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの※の整備については完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※ 1時間当たりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

## 第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

【東北運輸局、県企画部】

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。

このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

## 第3節 鉄道の安全な運行の確保

【東北運輸局】

### 1 保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。

保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

### 2 運転士の資質の保持

【東北運輸局】

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。

また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめ

を行い、鉄道事業者へ周知する。

### 3 安全上のトラブル情報の共有・活用

【東北運輸局】

主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

### 4 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

【東北運輸局】

関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。

### 5 気象情報等の充実

【仙台管区気象台】

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 道路交通の安全に関する施策」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切

に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

## 6 運輸安全マネジメント評価の実施

【東北運輸局】

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

## 7 計画運休への取組

【東北運輸局】

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。

## 第4節 鉄道車両の安全性の確保

【東北運輸局】

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

## 第5節 救急・救助活動の充実

【東北運輸局、県復興・危機管理部、各消防本部、各鉄道事業者】

鉄道の重大事故等の発生に備え、避難誘導、救急・救助活動を迅速かつ的確に行

うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

## 第6節 被害者支援の推進

【各鉄道事業者、関係機関・団体】

### 1 支援体制の整備への取組

被害者団体等の参画を得ながら、本県において求められる鉄道事故被害者等支援の内容、事業者、県・市町村等の関係機関における役割分担の在り方、鉄道事故被害者等への一元的な窓口機能の在り方、そのために必要とされる制度の在り方などについて検討し、県の実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取組を行う。

### 2 被害者支援の推進

【東北運輸局】

#### (1) 平時における取組

##### ア 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

##### イ 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

#### (2) 事故発生時の取組

##### ア 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供す



るなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

## イ 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

### 第7節 鉄道事故等の原因究明と再発防止

【東北運輸局、運輸安全委員会】

運輸安全委員会は、鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、3Dスキャン装置やCTスキャン装置を活用した科学的かつ客観的な調査手法の構築、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、同種事故の比較分析など事故調査結果のストックの活用等により、調査・分析手法の高度化を図り、その成果を原因の究明に反映させる。

事故等調査で得られた結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者に勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与する。

過去の事故等調査の結果を有効活用する観点から、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果や個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなど、事故等の防止につながる普及啓発活動を行うとともに、データベースのコンテンツ等を充実させる。

また、自然災害の激甚化や自動車運転技術の普及等の社会状況の変化に対応し、運輸安全委員会の知見、情報のストックを活用し、運行の安全性向上に貢献する。

さらに、我が国のノウハウを活用し、鉄道事故等の調査を行う海外の人材を育成することなどにより、世界における鉄道交通の安全性向上に貢献していく。

鉄道の安全性向上に関する研究開発を推進する。このため、交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。

また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。

さらに、近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、公益財団法人鉄道総合技術研究所が行う事故及び災害時の被害軽減に関する試験研究・技術開発等、安全性の更なる向上に資する技術開発を推進する。

### 第3章 踏切道における交通の安全に関する施策

#### 第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

【東北運輸局、県土木部、各鉄道業者】

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた踏切道内誘導表示の整備等により、安全な歩行空間の確保を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速攻対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

#### 第2節 踏切保安設備の整備

【東北運輸局、各鉄道事業者】

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、

より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を促進する。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

### 第3節 踏切道の統廃合の促進

【東北運輸局】

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

### 第4節 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

【東北運輸局、各鉄道事業者】

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。

踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ適切に対応していく。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送への支障が課題となっていることから、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が、災害時の長時間遮断が生じないように、連絡体制や優先解放の管理方法の策定に向けた協議を行い、取組を推進する。